

令和 6 年度

宮崎県人事委員会年報



令和 7 年 4 月

宮崎県人事委員会

目 次

第1章 組織及び運営

1 人事委員会の設置	1
2 人事委員会委員	1
3 人事委員会の権限	2
4 人事委員会の開催状況	3
5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況	7
6 条例の制定・改廃に関する意見回答	8
7 歴代人事委員就任、退任状況	9
8 事務局	12
9 歴代事務局長就任、退任状況	14

第2章 任用関係

1 採用試験の概要	17
第1表 採用試験の実施日程	17
第2表 採用試験の受験資格	18
第3表 採用試験の実施結果	19
第4表 各種試験の受験者と合格者の推移	20
第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移	21
2 人材確保対策	21
3 採用候補者名簿からの採用概況	21
第6表 令和5年度採用候補者名簿からの採用状況	22
4 採用候補者名簿の失効	23
5 職員の任用及び退職の状況	23
(1) 職員の定数と現員	23
第7表 定数の推移	23
第8表 部局別・給料表別職員数	24
(2) 選考の状況	25
第9表 任命権者別・給料表別採用状況	25
(3) 退職の状況	26
第10表 原因別退職者数	26
6 人事行政調査の実施	26

第3章 給与関係

1 職員の給与等の実態	27
(1) 職員数	27
第11表 給料表別職員数	27
(2) 職員の平均年齢及び男女別構成	28
第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成	28
(3) 職員の学歴別構成	29
第13表 給料表別学歴別職員構成	29
(4) 職員の級別構成	30
第14表 給料表別級別職員構成	30

(5) 給与の支給状況	31
第 15 表 (その 1) 給料表別平均給与月額	31
第 15 表 (その 2) 平均給与月額の推移	32
2 民間給与の実態	33
(1) 初任給	33
第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	33
(2) 職種別平均給与	34
第 17 表 職種別平均給与（全企業規模）	34
(3) 特別給	34
第 18 表 特別給の支給状況（全企業規模）	34
3 給与等に関する報告及び勧告	35
4 給与の支払監理	41

第 4 章 審査関係

1 措置要求、審査請求の審査等	43
(1) 勤務条件に関する措置要求	43
第 19 表 勤務条件に関する措置要求の係属状況	43
(2) 不利益処分に関する審査請求	43
第 20 表 不利益処分に関する審査請求の係属状況	43
(3) 職員の苦情の処理	43
第 21 表 苦情相談件数	43
2 労働基準監督機関としての職権の行使	44
第 22 表 労働基準法別表第 1 による県の各事務（業）所の区分	44
第 23 表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績	47
第 24 表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況	48
3 職員団体関係	49
(1) 管理職員等の範囲	49
第 25 表 管理職員等の指定状況	49
(2) 職員団体の登録	50
第 26 表 登録職員団体の状況	50
4 分限及び懲戒	51
第 27 表 職員の分限及び懲戒処分の状況	51

資料

1 県職員採用試験の状況	52
2 給与勧告の経緯	62
3 措置要求及び審査請求一覧表	76

第 1 章

組 織 及 び 運 営

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により、都道府県及び指定都市（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項）は条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和 26 年 6 月 12 日宮崎県人事委員会設置条例（昭和 26 年宮崎県条例第 19 号）により人事委員会が設置された。

2 人事委員会委員

人事委員会の委員は、県議会の同意を得て知事が選任する。

任期は 4 年であり、現在の委員は次のとおりである。

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

職名	氏名	就任年月日	歴
委員長	佐藤 健司	令和 3. 10. 25～令和 7. 10. 24 (委員長 令和 3. 11. 10 から)	元福祉保健部長
委員	黒木 昭秀	令和 1. 7. 19～令和 5. 7. 18 令和 5. 7. 19～令和 9. 7. 18	弁護士（現）
委員	山口 ひろみ	平成 30. 10. 8～令和 4. 10. 7 令和 4. 10. 8～令和 8. 10. 7	社会保険労務士（現）

*黒木委員は、令和 1. 7. 19 から委員長職務代理委員

3 人事委員会の権限

- 人事委員会の権限は人事行政の全般にわたるもので、その処理する事務は次のとおりである。
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
 - (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
 - (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
 - (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
 - (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
 - (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
 - (7) 職員の給与がこの法律（地方公務員法）及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
 - (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
 - (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
 - (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
 - (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務。

4 人事委員会の開催状況

令和6年度における人事委員会は、26回開催され、定例会が24回、臨時会が2回であった。なお、会議内容は、次のとおりである。

令和6年度の人事委員会の議案等

開催年月日	定例 の別 臨時	議案等
6.4.10 第1回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和5年度第26回人事委員会（定例会）の議事録の承認について 2 職員の選考について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（特別枠））の受験申込者数の状況（確定）並びに令和6年度県職員採用試験（大学卒業程度（社会人・技術系職種））及び保健師採用試験の受験申込者数の状況（4月8日時点）について</p>
6.4.19 第2回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第1回人事委員会（定例会）の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・警察行政）及び高等学校卒業程度）について 4 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）・技術系職種））及び保健師採用試験の試験日程の変更について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和5年度の職員の選考実績について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（社会人））の受験申込者数の状況（確定）並びに令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の受験申込者数の状況（4月17日時点）について 3 令和6年職種別民間給与実態調査等の実施について</p>
6.5.10 第3回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第2回人事委員会（定例会）の議事録の承認について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（特別枠・技術系職種（社会人）））の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の受験申込者数の状況（確定）について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・警察行政））の受験申込者数の状況（中間）について 4 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求書について 5 令和5年度の「職員の苦情処理」の状況について 6 令和5年度の分限処分及び懲戒処分の状況について</p> <p>【その他】</p> <p>1 地方自治体における人材確保について</p>
6.5.27 第4回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第3回人事委員会（定例会）の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（特別枠））の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について 5 特地勤務手当等に関する規則の運用通知の一部改正について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・警察行政））の受験申込者数の状況（確定）について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政（社会人）））の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 3 不利益処分についての審査請求書の提出及び取下げについて</p>
6.6.10 第5回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第4回人事委員会（定例会）の議事録の承認について 2 6月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（技術系職種））及び保健師採用試験の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和6年度警察官採用試験A（男性・女性・情報工学）の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 3 令和5年県職員休暇等取得状況調査の実施について</p>
6.6.19 第6回	定 例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第5回人事委員会（定例会）の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（社会人））の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 高度な競技力を有する職員（スポーツで顕著な成績を収めている者）の採用選考試験における受験資格の変更について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の指定状況について</p>

開催年月日	定例 臨時	議案等
6.7.9 第7回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第6回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(技術系職種))及び保健師採用試験の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和6年職種別民間給与実態調査の実施状況について 3 令和5年度の長時間勤務職員の状況について</p>
6.7.30 第8回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第7回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政・警察行政))の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 4 障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年度警察官A(女性)採用試験(追加募集)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度警察官採用試験A(男性・女性・情報工学)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について</p>
6.8.9 第9回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第8回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験(秋試験)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)の受験申込者数の状況(中間)について 2 令和6年人事院勧告等の概要について</p>
6.8.21 第10回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第9回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和6年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の実施について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和5年県職員休暇等取得状況調査の結果について</p>
6.9.9 第11回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第10回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 9月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 3 職員団体の登録について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の基本方針(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)及び障がい者を対象とする職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 2 令和6年県職員給与等実態調査の結果について 3 令和6年職種別民間給与実態調査の結果について 4 令和6年九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の結果について</p>
6.9.17 第12回	臨時	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第11回人事委員会(定例会)の議事録の承認について</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との事務局長会見の結果について</p>
6.9.24 第13回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第12回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 令和6年「職員の給与等に関する報告及び勧告」(案)について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 宮崎県地方公務員労働組合共闘会議等との委員長会見の結果について 2 令和6年度勤務環境等に関する調査の実施について</p> <p>【その他】</p> <p>1 宮崎県職員(カムバック採用)選考採用試験の実施について</p>
6.10.11 第14回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第13回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和6年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 2 令和6年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに第1次試験合格者の決定について 3 令和6年度宮崎県職員採用試験(秋試験)及び就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の受験申込者数の状況について 4 令和6年人事委員会報告及び勧告の実施状況について</p>

開催年月日	定例 の別 臨時	議案等
6.10.22 第15回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第14回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 【その他】 1 令和6年九州各県人事委員会の報告・勧告の実施状況について</p>
6.11.12 第16回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第15回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験(高等学校卒業程度)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 3 令和6年度障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について 【報告事項】 1 令和6年度宮崎県職員採用試験(秋試験)の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 2 令和6年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 【その他】 1 特定任期付職員(DX推進)の選考採用試験の実施について 2 令和6年各都道府県人事委員会の報告・勧告状況について</p>
6.11.25 第17回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第16回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 11月定例県議会へ提出予定の条例案に対する人事委員会の意見の事務局長専決の承認について 4 11月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 【報告事項】 1 令和6年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)及び第2回警察官採用試験A(女性)の第1次試験の実施状況並びに合格者の決定について 【その他】 1 令和6年度年末確定交渉の結果概要について</p>
6.12.9 第18回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第17回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 令和6年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)(秋試験)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 3 令和6年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験の第2次試験合格者の決定について 4 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則等の一部改正等について 【報告事項】 1 条例意見の専決に係る事後報告について 【その他】 1 令和6年度年末確定交渉に係る人事委員会への伝達事項について</p>
6.12.23 第19回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第18回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 給料等の支給に関する規則の一部改正について 【報告事項】 1 職員の派遣について 2 勤務条件に関する措置要求の提出について</p>
7.1.10 第20回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第19回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 3 勤務条件に関する措置要求の受理決定について 4 令6措第1号事案に関する審査の一部委任について 【報告事項】 1 令和6年度警察官採用試験B(男性・女性・情報工学)及び第2回警察官採用試験A(女性)の第2次試験合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について 2 時間外勤務命令の上限規制に係る「他律的業務の比重が高い部署」の追加指定について 【その他】 1 地方公共団体のラスパイレス指数の状況について</p>
7.1.27 第21回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第20回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について 3 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則に係る特例承認について 4 職員の週休日及び勤務時間の割振り基準の変更に伴う承認について 【協議事項】 1 職員採用試験制度の見直しについて 2 令和7年度警察官採用試験の基本方針について 【報告事項】 1 令和6年度宮崎県職員採用試験合格者の内定状況について 【その他】 1 宮崎県職員・警察官就職ガイダンスの開催について</p>

開催年月日	定例の別 臨時	議案等
7.2.7 第22回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第21回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考について 3 職員の任用に関する規則の一部改正について 4 令和7年度県職員採用試験日程について 5 令和7年度宮崎県職員採用試験(3月受付実施分)について 【報告事項】 1 令6措第1号事案に係る意見書の提出等について</p>
7.2.21 第23回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第22回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)等採用候補者名簿の失効について 4 特定管理監督職群を構成する管理監督職の追加について 5 2月定例県議会へ提出された条例案に対する人事委員会の意見について 6 有給休暇の承認の基準等の一部改正について 【協議事項】 1 サイバー犯罪捜査官採用選考試験の受験資格等の見直しについて 【報告事項】 1 給与の支払監理及び勤務環境等に関する実地調査の結果について 2 令6措第1号事案に係る措置要求者の意見等について</p>
7.3.7 第24回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第23回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 一般任期付職員の任期の更新に係る承認について 4 職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴う人事委員会規則の一部改正について 5 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について 6 職員の給与に関する条例附則第17項等の規定による給料に関する規則に係る特例承認について 7 勤務時間条例の改正及び組織改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 【報告事項】 1 令6措第1号事案に係る意見書2の提出等について</p>
7.3.14 第25回	臨時	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第24回人事委員会(定例会)の議事録の承認について 2 職員の選考並びに職務の級及び号給等の決定に係る承認について 3 勤務延長の期限の延長承認について 4 会計年度任用職員の給与の特例に関する協議について 【報告事項】 1 勤務条件に関する措置要求書の提出について</p>
7.3.25 第26回	定例	<p>【議案】</p> <p>1 令和6年度第25回人事委員会(臨時会)の議事録の承認について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について 3 職員の選考について 4 職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴う人事委員会委員長通知の一部改正等について 5 勤務条件に関する措置要求の受理決定について 6 令6措第2号事案に関する審査の一部委任について 【報告事項】 1 職員の派遣について 2 令和7年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度、「特別枠」、「社会人」、「技術系職種」)及び保健師採用試験の受験申込者数の状況(3月21日時点)について 3 令6措第1号事案に係る措置要求者の意見等について</p>

5 人事委員会規則の制定及び改廃の状況

規則等	公布年月日・規則番号	施行年月日 (適用年月日)
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年5月30日人事委規則第18号	R6. 5. 30
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年12月12日人事委規則第19号	R6. 12. 12 (R6. 4. 1)
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和6年12月12日人事委規則第20号	R6. 12. 12 (R6. 4. 1)
給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和7年1月9日人事委規則第1号	R7. 1. 14
職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年1月23日人事委規則第2号	R7. 1. 23 (R6. 4. 1)
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年2月3日人事委規則第3号	R7. 3. 1
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	令和7年2月17日人事委規則第4号	R7. 2. 17
職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月13日人事委規則第5号	R7. 4. 1
育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第6号	R7. 4. 1
休憩時間の一斉付与の特例に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第7号	R7. 4. 1
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第8号	R7. 4. 1
一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第9号	R7. 4. 1
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第10号	R7. 4. 1
扶養手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第11号	R7. 4. 1
地域手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第12号	R7. 4. 1
特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第13号	R7. 4. 1
住居手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第14号	R7. 4. 1
通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第15号	R7. 4. 1
単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第16号	R7. 4. 1
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第17号	R7. 4. 1
へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第18号	R7. 4. 1
管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第19号	R7. 4. 1
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第20号	R7. 4. 1
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	令和7年3月27日人事委規則第21号	R7. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和7年3月31日人事委規則第22号	R7. 4. 1

6 条例の制定・改廃に関する意見回答

議 案 名	回答年月日	回 答 内 容
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	R6. 6. 10	異議ありません
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	R6. 9. 9	異議ありません
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	R6. 11. 25	異議ありません
職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	R6. 12. 3	異議ありません
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	R6. 12. 3	異議ありません
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	R7. 2. 21	異議ありません
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	R7. 2. 21	異議ありません
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	R7. 2. 21	異議ありません
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	R7. 2. 21	異議ありません
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	R7. 2. 21	異議ありません

7 歴代人事委員就任、退任状況

(令和7年4月1日現在)

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
高橋 隆道	S26. 6.12	S27. 8.10	初代委員長(S26. 6.14～S27. 8.10)
門川 暴	S26. 6.12	S27. 5.18	死亡退職
宗像 英二	S26. 6.12	S30. 1.10	3代委員長(S28. 9. 4～S29. 4. 14)
曾木 重貴	S27. 7.22 S28. 6.26	S28. 1.20 S28. 12.24	
中村 肇	S27. 9.29 S28. 6.26	S28. 6.11 S32. 6.25	2代委員長(S27. 10. 8～S28. 6.11) 5代委員長(S29. 9.15～S30. 6.15)
栗原 一男	S28.12.25 S29. 7. 9	S29. 6.11 S32. 7.31	4代委員長(S29. 4.15～S29. 6.11)
舛本 輝義	S30. 6.16 S34. 7. 1	S34. 6.15 S38. 6. 1	6代委員長(S30. 7. 1～S38. 6. 1) 死亡退職
坂田 春男	S32. 8. 9 S36. 10.12	S36. 8. 8 S40. 10.11	
杉原 精一	S32. 9.16 S33. 8.15 S37. 8.15	S33. 7. 8 S37. 8.14 S41. 8.14	
斎藤 一夫	S38. 7. 1	S42. 6.30	7代委員長(S38. 7. 1～S41. 6.30)
岩切 護	S40. 10.12	S42. 7. 4	8代委員長(S41. 7. 1～S42. 7. 4)
藤崎 晴誓	S41. 9.16	S42. 7. 4	
蒲生 昌作	S42. 7. 7	S43. 12.23	9代委員長(S42. 7. 7～S43. 12.23)
山内 安朗	S42. 7. 7	S44. 3.31	
富高 憲晃	S44. 1.27	S44. 3.31	10代委員長(S44. 1.27～S44. 3.31)
田内 市郎	S44. 4. 1 S44. 10.12	S44. 10.11 S46. 8. 6	11代委員長(S44. 4. 1～S46. 8. 6)
川越 光明	S44. 4. 1 S45. 9.29 S49. 10. 8	S45. 9.15 S49. 9.28 S53. 10. 7	13代委員長(S48. 10.15～S49. 9.28) 14代委員長(S49. 10. 8～S53. 10. 7)
小倉 庄八	S46. 7.15	S48. 6.15	

委員名	就任年月日	退任年月日	備考
豊留 勉	S46. 10. 1	S48. 10. 11	12代委員長(S46. 10. 4～S48. 10. 11)
杉本 勤	S42. 7. 7 S48. 7. 9 S50. 7. 19 S54. 7. 19 S58. 7. 19 S62. 7. 19 H 3. 7. 19	S46. 7. 6 S50. 7. 14 S54. 7. 18 S58. 7. 18 S62. 7. 18 H 3. 7. 18 H 7. 7. 18	
廣瀬 興一	S48. 10. 12 S52. 10. 25 S56. 10. 25	S52. 10. 11 S56. 10. 24 S60. 10. 24	15代委員長(S53. 10. 12～S56. 10. 24) 16代委員長(S56. 10. 25～S60. 10. 24)
南崎洋史	S53. 10. 8 S57. 10. 8	S57. 10. 7 S59. 6. 21	
江夏順吉	S59. 7. 7	S60. 10. 7	
後藤一高	S60. 10. 25 H 元. 10. 25 H 5. 10. 25 H 9. 10. 25	H 元. 10. 24 H 5. 10. 24 H 9. 10. 24 H13. 10. 24	17代委員長(S60. 10. 25～H 元. 10. 24) 18代委員長(H 元. 10. 25～H 5. 10. 24) 19代委員長(H 5. 10. 25～H 9. 10. 24) 20代委員長(H 9. 10. 25～H13. 10. 24)
谷口善弘	S60. 12. 11 S61. 10. 8 H 2. 10. 8 H 6. 10. 8	S61. 10. 7 H 2. 10. 7 H 6. 10. 7 H10. 10. 7	
佐藤安正	H 7. 7. 19 H11. 7. 19 H15. 7. 19	H11. 7. 18 H15. 7. 18 H19. 7. 18	
酒井盛行	H10. 10. 8	H14. 10. 7	
岡田章一	H13. 10. 25	H17. 10. 24	21代委員長(H13. 10. 30～H17. 10. 24)
久田ヤヨイ	H14. 10. 8	H18. 10. 7	
黒木奉武	H17. 10. 25 H21. 10. 25	H21. 10. 24 H23. 9. 30	22代委員長(H17. 10. 31～H21. 10. 24) 23代委員長(H21. 10. 27～H23. 9. 30)
江夏由宇子	H18. 10. 8 H22. 10. 8 H26. 10. 8	H22. 10. 7 H26. 10. 7 H30. 10. 7	
郷俊介	H19. 7. 19 H23. 7. 19 H27. 7. 19	H23. 7. 18 H27. 7. 18 R 1. 7. 18	
村社秀継	H23. 10. 1 H25. 10. 25	H25. 10. 24 H29. 10. 24	24代委員長(H23. 10. 5～H25. 10. 24) 25代委員長(H25. 10. 25～H29. 10. 24)

委 員 名	就任年月日	退任年月日	備 考
濱 砂 公 一	H29. 10. 25	R 3. 10. 24	26 代委員長(H29. 11. 10～R 3. 10. 24)
山 口 ひろみ	H30. 10. 8 R 4. 10. 8	R 4. 10. 7 (現 在)	
黒 木 昭 秀	R 元. 7. 19 R 5. 7. 19	R 5. 7. 18 (現 在)	
佐 藤 健 司	R 3. 10. 25	(現 在)	27 代委員長(R 3. 11. 10～現在)

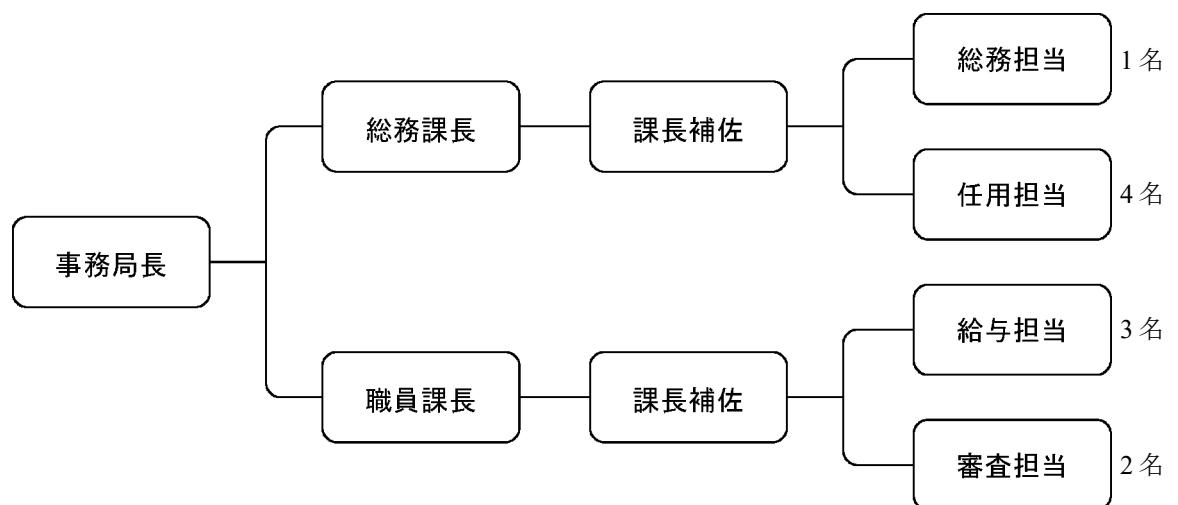
8 事務局

(1) 組織

昭和 26 年 6 月 14 日付けで初代事務局長が任命され、総務課、調査課の 2 課制で職員 18 名をもって発足し、昭和 28 年 12 月 25 日付けで、総務課に庶務係と給与係、調査課に職員係、任用係、審査係を置いた。

昭和57年4月1日付けで調査課を職員課に改め、課にそれぞれ課長補佐を配置とともに、庶務係の名称を総務係に変更し、調査課の職員係と任用係を統合した上で任用係として総務課に移管し、総務課の給与係を職員課へ移管した。

平成 16 年 4 月 1 日付けで定数が 18 名から 15 名となり、平成 17 年 4 月 1 日付けで係制を廃し、担当制を導入した。



(2) 職員の現員(令和7年4月1日現在)

事務局長	課長	課長補佐	主幹	主査	主任	主事	計
1	2	2	2	4	1	3	15

(3) 分掌事務

○総務課

- 1 事務局職員の任免、服務その他人事に関すること。
- 2 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。
- 3 委員会等の公印管守に関すること。
- 4 文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 5 予算及び会計に関すること。
- 6 財産及び物品の管理に関すること。
- 7 人事委員会の議事に関すること。
- 8 人事委員会規則その他諸規程の制定に関すること。
- 9 広報に関すること。
- 10 業務の状況の報告に関すること。
- 11 職員の研修に関する計画の立案及び勧告に関すること。
- 12 職員の営利企業等の関与及び従事制限その他服務に関すること。
- 13 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 14 任用候補者名簿の作成及びこれによる任用方法の制定に関すること。
- 15 人事行政に関する事項の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の作成に関すること。
- 16 職員の任命方法基準の制定に関すること。
- 17 条件附採用又は臨時の任用の統制に関すること。
- 18 職員の定年等に関すること。
- 19 人事評価、研修その他職員に関する制度の研究に関すること。
- 20 他課の主管に属さない事務に関すること。

○職員課

- 1 職員の人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究に関すること。
- 2 給与・勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- 3 職員に対する給与支払の監理に関すること。
- 4 職員の苦情の処理に関すること。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 6 職員に対する不利益な処分についての審査請求の審査に関すること。
- 7 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- 8 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関すること。
- 9 職員の分限及び懲戒に関すること。
- 10 職員の労働基準監督に関すること。
- 11 職員団体に関すること。
- 12 退職管理に関する任命権者に対する調査の要求等に関すること。

9 歴代事務局長就任、退任状況

(令和7年4月1日現在)

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
石川真澄	昭和 26. 6. 14	昭和 34. 5. 21	
藤崎晴誓	〃 34. 5. 22	〃 41. 3. 31	退職
染矢武男	〃 41. 4. 1	〃 42. 7. 19	地方労働委員会事務局長へ
永井秀雄	〃 42. 7. 20	〃 44. 3. 31	消防学校長へ
田内市郎	〃 44. 4. 1	〃 46. 8. 6	福祉生活部長へ
村上幸一	〃 46. 8. 7	〃 53. 3. 31	議会事務局長へ
辺保真一	〃 53. 4. 1	〃 55. 3. 31	福祉生活部長へ
杉尾三夫	〃 55. 4. 1	〃 57. 3. 31	福祉生活部長へ
中島茂樹	〃 57. 4. 1	〃 58. 3. 31	議会事務局長へ
甲斐俊則	〃 58. 4. 1	〃 59. 3. 31	退職
森山博	〃 59. 4. 1	〃 60. 3. 31	退職
松野義臣	〃 60. 4. 1	〃 62. 3. 31	福祉生活部長へ
緒方信	〃 62. 4. 1	平成 2. 3. 31	退職
岩切成正	平成 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	退職
稻留一哉	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	東京事務所長へ
児玉純一	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	総合博物館長へ
安藤忠恕	〃 5. 4. 1	〃 7. 3. 31	商工労働部長へ
溝口晃	〃 7. 4. 1	〃 8. 3. 31	農政水産部長へ
長山登志男	〃 8. 4. 1	〃 9. 3. 31	東京事務所長へ
藤崎翼	〃 9. 4. 1	〃 10. 3. 31	生活環境部長へ
佐野芳弘	〃 10. 4. 1	〃 11. 3. 31	県参事へ(商工労働部)
浜田範幸	〃 11. 4. 1	〃 12. 3. 31	生活環境部長へ
川崎浩康	〃 12. 4. 1	〃 13. 3. 31	総務部長へ
新垣隆正	〃 13. 4. 1	〃 14. 3. 31	総務部長へ
伊藤惇一	〃 14. 4. 1	〃 15. 3. 31	総務部長へ
中原健次	〃 15. 4. 1	〃 15. 8. 27	地方労働委員会事務局長へ
仲田俊彦	〃 15. 8. 28	〃 17. 3. 31	県参事へ(商工観光労働部)
渡辺義人	〃 17. 4. 1	〃 19. 3. 31	総務部長へ
大野俊郎	〃 19. 4. 1	〃 21. 3. 31	退職
太田英夫	〃 21. 4. 1	〃 23. 3. 31	退職
四本孝	〃 23. 4. 1	〃 24. 3. 31	総務部長へ

氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日	備 考
内 栀 保 博 秋	平 成 24. 4. 1	平 成 26. 3. 31	宮崎県立図書館長～
亀 田 博 昭	〃 26. 4. 1	〃 28. 3. 31	退職
金 子 洋 士	〃 28. 4. 1	〃 29. 3. 31	宮崎県立図書館長～
原 田 幸 二	〃 29. 4. 1	〃 31. 3. 31	退職
吉 村 久 人	〃 31. 4. 1	令 和 2. 3. 31	総務部長～
小 田 光 男	令 和 2. 4. 1	〃 3. 3. 31	危機管理統括監～
福 嶋 清 美	〃 3. 4. 1	〃 4. 3. 31	退職
日 高 幹 夫	〃 4. 4. 1	〃 5. 3. 31	退職
田 村 伸 夫	〃 5. 4. 1	〃 7. 3. 31	退職
日 高 正 勝	〃 7. 4. 1	(現 在)	

第 2 章

任 用 關 係

1 採用試験の概要

(1) 試験の種類

令和6年度の採用試験は、大学卒業程度、高等学校卒業程度、保健師、警察官に係る競争試験及び障がい者を対象とする採用選考試験、就職氷河期世代を対象とする採用選考試験を実施した。このうち、警察官採用試験については、令和4年度から、試験実施に係る事務を警察本部長に委任している。

なお、警察官採用試験のうち、警察官A（男性）は警視庁と、警察官B（男性）は警視庁・大阪府と共同採用試験を実施した。

(2) 受験者数

採用試験における受験者は総数968人で、令和5年度の1,203人に比べ235人（19.5%）減少した。試験種類別にみると、大学卒業程度（社会人以外の区分試験）で117人（21.5%）減、大学卒業程度（社会人）で41人（28.1%）減、高等学校卒業程度で30人（14.5%）減、保健師で2人（20.0%）増、障がい者を対象とする採用選考試験で3人（25.0%）増、就職氷河期世代を対象とする採用選考試験で15人（21.4%）増となっている。

また、警察本部実施の警察官採用試験における受験者は、警察官A（男性）で18人（32.1%）減、警察官A（女性）で16人（66.7%）減、警察官A（情報工学）で1人（100%）増、警察官B（男性）で11人（14.5%）減、警察官B（女性）で3人（8.6%）減、警察官B（情報工学）で2人（200%）増となっている。

なお、令和6年度の採用試験の実施日程、受験資格及び実施結果は、第1表から第5表で示すとおりである。

第1表 採用試験の実施日程

種類		公告日	申込受付期間	第1次試験日	1次合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日	第1次試験地
大学卒業程度	一般行政（特別枠）	R6.2.29	R6.3.1～R6.3.31	R6.4.5～R6.4.22	R6.4.26	R6.5.9～R6.5.18	R6.5.28	テストセンター（全国47都道府県）
	技術職（特別枠）					R6.5.13～R6.5.16	R6.5.28	
	一般行政（社会人）		R6.3.1～R6.4.15	R6.4.23～R6.5.15	R6.5.22	R6.6.1～R6.6.4	R6.6.21	
	技術職（社会人）			R6.4.5～R6.4.30	R6.5.10	R6.5.25	R6.6.21	
	技術職（社会人以外）		R6.3.1～R6.4.25	R6.4.23～R6.5.22	R6.5.31	R6.6.16～R6.6.24～R6.6.28	R6.7.10	
	一般行政（社会人）秋試験	R6.8.26	R6.8.27～R6.9.30	R6.9.1～R6.10.15	R6.10.23	R6.11.16～R6.11.19	R6.12.11	宮崎市、東京都、福岡市
	技術職（特別枠・社会人）秋試験					R6.11.16～R6.11.17	R6.12.11	
	一般行政 警察行政	R6.4.22	R6.4.23～R6.5.21	R6.6.16	R6.6.21	R6.7.1～R6.7.8～R6.7.19	R6.7.31	宮崎市、東京都、福岡市
高等学校卒業程度		R6.7.16	R6.7.17～R6.8.22	R6.9.29	R6.10.4	R6.10.16～R6.10.28～R6.10.31	R6.11.14	宮崎市、都城市、延岡市、日南市
保健師		R6.2.29	R6.3.1～R6.4.25	R6.4.23～R6.5.22	R6.5.31	R6.6.16～R6.6.24～R6.6.28	R6.7.10	テストセンター（全国47都道府県）
警察官	男性	R6.3.4	R6.3.5～R6.4.5	R6.5.12～R6.5.17	R6.5.31	R6.7.3～R6.7.5	R6.7.29	宮崎市
	女性							
	情報工学							
警察官	男性	R6.7.16	R6.7.17～R6.8.22	R6.10.20～R6.10.25	R6.11.8	R6.12.9～R6.12.13	R6.12.23	宮崎市、都城市、延岡市、日南市
	女性							
	情報工学							
障がい者を対象とする採用選考試験		R6.8.1	R6.8.2～R6.8.22	R6.9.29	R6.10.4	R6.10.23～R6.10.24	R6.11.14	宮崎市
就職氷河期世代を対象とする採用選考試験		R6.8.26	R6.8.27～R6.9.20	R6.10.20	R6.11.5	R6.11.23～R6.11.24	R6.12.11	宮崎市

※警察官採用試験は警察本部長に試験実施事務を委任している。

※警察官B（男性・女性・情報工学）の身体測定・体力検査の試験地は宮崎市のみ。

第2表 採用試験の受験資格

種類		受験資格	
		年齢・学歴	その他
大学卒業程度	下記以外の区分試験	①平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（満21歳以上満29歳未満の者） ②平成15年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	
	技術系職種特別枠	平成7年4月2日以降に生まれた者で大学（人事委員会が同等と認めるものを含む。）を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者	
	一般行政（社会人）	昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（満29歳以上満40歳未満の者）	
	技術系職種（社会人）	昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者（満29歳以上満45歳未満の者）	
高等學校卒業程度	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満21歳未満の者）		
保健師	平成7年4月2日以降に生まれた者（満29歳未満の者）	保健師の免許を有する者又は令和6年度保健師国家試験において免許を取得見込みの者	
障がい者を対象とする採用選考試験	平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満29歳未満の者）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している者等	
就職氷河期世代を対象とする採用選考試験	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者	令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者	
警察官	A	男性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは令和7年3月末日までに卒業見込みの者又は志望する各都県の人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で平成元年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）
		女性	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）の卒業者若しくは令和7年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者で平成元年4月2日以降に生まれた者（満35歳未満の者）
		情報工学	※情報工学については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験に合格している者
	B	男性	警察官A受験資格該当者以外の者で、平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者（満17歳以上満35歳未満の者）
		女性	※情報工学については、独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験に合格している者
		情報工学	

第3表 採用試験の実施結果

種類	区分試験	当初採用予定期	受験申請者数	第1次試験		第2次試験			
				A人	B人	C人	D人	E人	合格率E÷B% 競争倍率B÷E倍
大卒程度	一般行政特別枠	30	202	154	91	82	48	31.2%	3.2
	土木特別枠	6	13	12	12	10	8	66.7%	1.5
	土木特別枠(秋試験)	7	4	3	2	2	2	66.7%	1.5
	農業土木特別枠	3	5	5	5	5	4	80.0%	1.3
	農業土木特別枠(秋試験)	2	0	—	—	—	—	—	—
	畜産特別枠	2	11	9	8	7	6	66.7%	1.5
	畜産特別枠(秋試験)	1	4	3	3	3	2	66.7%	1.5
	林業特別枠	2	5	5	5	5	4	80.0%	1.3
	林業特別枠(秋試験)	3	2	2	2	2	2	100.0%	1.0
	一般行政	50	153	113	110	107	60	53.1%	1.9
	警察行政	4	15	7	7	7	6	85.7%	1.2
	心理	1	6	6	5	3	1	16.7%	6.0
	社会福祉	1	14	9	8	7	3	33.3%	3.0
	電気	3	9	4	4	4	3	75.0%	1.3
	機械	1	10	5	5	5	3	60.0%	1.7
	土木	9	23	7	6	4	2	28.6%	3.5
	建築	8	9	9	9	8	6	66.7%	1.5
	化学	2	12	4	4	2	1	25.0%	4.0
	農業	13	47	34	33	26	20	58.8%	1.7
	農業土木	3	5	0	—	—	—	—	—
	畜産	3	11	4	4	2	1	25.0%	4.0
	林業	6	12	5	4	2	2	40.0%	2.5
	水産	1	15	9	9	6	4	44.4%	2.3
	管理栄養士	2	23	17	15	15	6	35.3%	2.8
	小計	163	610	426	351	314	194	45.5%	2.2
	一般行政(社会人)	5	73	47	41	37	10	21.3%	4.7
	一般行政(社会人)(秋試験)	6	68	43	37	33	14	32.6%	3.1
	土木(社会人)	3	2	2	2	2	1	50.0%	2.0
	土木(社会人)(秋試験)	3	5	3	3	2	2	66.7%	1.5
	農業土木(社会人)	2	0	—	—	—	—	—	—
	農業土木(社会人)(秋試験)	2	4	2	2	2	1	50.0%	2.0
	畜産(社会人)	2	2	2	1	1	1	50.0%	2.0
	畜産(社会人)(秋試験)	1	3	2	2	2	1	50.0%	2.0
	林業(社会人)	2	5	4	4	4	2	50.0%	2.0
	林業(社会人)(秋試験)	2	0	—	—	—	—	—	—
	小計	28	162	105	92	83	32	30.5%	3.3
高卒程度	一般事務	20	133	112	48	35	25	22.3%	4.5
	警察行政	4	31	27	10	10	7	25.9%	3.9
	電気	2	5	5	5	4	2	40.0%	2.5
	土木	7	21	21	19	17	14	66.7%	1.5
	農業土木	3	10	10	10	9	7	70.0%	1.4
	林業	3	2	2	2	2	1	50.0%	2.0
	合計	39	202	177	94	77	56	31.6%	3.2
保健師		5	12	12	12	11	7	58.3%	1.7
障がい者選考	一般事務	2	10	9	6	5	3	33.3%	3.0
	警察行政	1	7	6	3	3	0	0.0%	—
就職氷河期世代選考	一般事務	3	106	85	15	14	5	5.9%	17.0
警察官	A 男性	20	53	38	34	34	22	57.9%	1.7
	A 女性	9	11	8	7	6	6	75.0%	1.3
	A女性(第2回)	3	5	2	2	2	1	50.0%	2.0
	A 情報工学	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0
	B 男性	20	105	65	63	55	29	44.6%	2.2
	B 女性	9	45	32	32	26	18	56.3%	1.8
	B 情報工学	1	2	2	2	2	2	100.0%	1.0
	合計	63	222	148	141	126	79	53.4%	1.9
合計		304	1,331	968	714	633	376	38.8%	2.6
前年度合計		272	1,641	1,203	771	661	348	28.9%	3.5

注) 「当初採用予定」とは試験案内公告時点のものである。

第4表 各種試験の受験者と合格者の推移

単位：人

年度	種類 区分	大 卒 程 度	高 卒 程 度	保 健 師	障 が い 者 選 考	就 職 氷 河 期 世 代 選 考	警 察 官	合 計
R元	受験者	472	313	9	20	143	A (男性) 118 (女性) 20 B (男性) 166 (女性) 50	1,168
	合格者	159	40	6	2		A (男性) 54 (女性) 10 B (男性) 47 (女性) 14	
R2	受験者	748	311	13	18	143	A (男性) 103 (女性) 24 B (男性) 158 (女性) 64	1,582
	合格者	179	46	4	3		A (男性) 47 (女性) 12 B (男性) 36 (女性) 16	
R3	受験者	788	272	24	23	85	A (男性) 80 (女性) 24 (情報工学) 1 B (男性) 120 (女性) 66 (情報工学) 1	1,484
	合格者	159	60	6	4		A (男性) 22 (女性) 9 (情報工学) 1 B (男性) 23 (女性) 13 (情報工学) 0	
R4	受験者	723	273	16	19	94	A (男性) 85 (女性) 19 (情報工学) 4 B (男性) 85 (女性) 31 (情報工学) 1	1,350
	合格者	173	76	8	3		A (男性) 34 (女性) 10 (情報工学) 2 B (男性) 31 (女性) 13 (情報工学) 0	
R5	受験者	689	207	10	12	70	A (男性) 56 (女性) 24 (情報工学) 0 B (男性) 76 (女性) 35 (情報工学) 0	1,179
	合格者	194	66	6	5		A (男性) 19 (女性) 9 (情報工学) 0 B (男性) 19 (女性) 16 (情報工学) 0	
R6	受験者	531	177	12	15	85	A (男性) 38 (女性) 10 (情報工学) 1 B (男性) 65 (女性) 32 (情報工学) 2	968
	合格者	226	56	7	3		A (男性) 22 (女性) 7 (情報工学) 1 B (男性) 29 (女性) 18 (情報工学) 2	

第5表 警察官採用共同試験依頼都府県別受験者の推移〔A、Bの合計〕

単位：人

都府県 年 度	東 京	滋 賀	大 阪	兵 庫	計
R元	1 0	1	0	1	1 2
R 2	5	0	0		5
R 3	7	5	1		1 3
R 4	4	3	0		7
R 5	2		0		2
R 6	5		3		8

2 人材確保対策

本格的な少子高齢化や人口減少、物価上昇、デジタル化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で優れた人材を確保し、育成することが求められている。このため、パンフレットやホームページでの広報、動画やSNSを活用した情報発信、Web等による説明会の実施など試験案内活動の強化を図るとともに、技術系職種の受験者の掘り起しを目的に創設した「宮崎県庁ナビゲータ」制度により県職員と希望者との面談等を実施するなど、積極的に人材確保対策に取り組んだ。

3 採用候補者名簿からの採用概況

令和5年度に作成された採用候補者名簿からの採用は第6表に示すとおりで、大卒程度152人、高卒程度35人、保健師4人、臨床検査技師7人、警察官A（男性）15人、警察官A（女性）8人、警察官B（男性）15人、警察官B（女性）10人の総数で246人となっており、前年度と比較すると総数では8人（3.1%）減となっている。

なお、辞退者等の数は89人で、全体の約26.3%になっている。

第6表 令和5年度採用候補者名簿からの採用状況

単位：人

名簿の名称	名簿の確定年月日	区分試験	採用予定者数(最終)	名簿登載者数	採用者数	辞退者等	名簿残存者数
令和5年度宮崎県職員採用試験 (大学卒業程度) 採用候補者名簿	令5.8.9	一般行政	55	67	54	13	
	令5.5.29	一般行政 特別枠	21	31	20	11	
		土木 特別枠	6	6	4	2	
		農業土木 特別枠	4	4	3	1	
	令5.12.25	農業土木 特別枠追加	2	1	1	0	
	令5.7.10	警察行政	6	6	5	1	
		心理	4	4	3	1	
		社会福祉	3	4	4	0	
		電気	4	4	3	1	
		機械	1	1	1	0	
		土木	9	4	4	0	
		建築	5	3	3	0	
		化学	3	4	4	0	
		農業	16	17	13	4	
		農業土木	4	1	1	0	
		畜産	4	2	1	1	
		林業	6	6	5	1	
		水産	4	4	4	0	
		管理栄養士	4	4	3	1	
		計	161	173	136	37	0
令和5年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	令5.6.20	一般行政 (社会人)	7	9	5	4	
	令5.7.10	土木 (社会人)	3	1	1	0	
		林業 (社会人)	2	1	1	0	
	令5.12.25	一般行政 (社会人)追加	8	8	7	1	
		土木 (社会人)追加	2	1	1	0	
		林業 (社会人)追加	3	1	1	0	
		計	25	21	16	5	0
		一般事務	22	32	16	16	
令和5年度宮崎県職員採用試験 (高等学校卒業程度) 採用候補者名簿	令5.11.10	警察行政	4	7	4	1	2
		電気	2	2	2	0	
		土木	12	15	9	6	
		農業土木	6	9	4	5	
		林業	2	1	0	1	
		計	48	66	35	29	2
令和5年度宮崎県保健師採用試験 採用候補者名簿	令5.7.10	保健師	5	6	4	2	
令和5年度宮崎県臨床検査技師 採用試験採用候補者名簿	令5.11.10	臨床検査技師	7	9	7	1	1
令和5年度宮崎県警察官採用試験A 採用候補者名簿	令5.9.22	A (男性)	17	19	15	4	
		A (女性)	7	9	8	1	
令和5年度宮崎県警察官採用試験B 採用候補者名簿	令5.12.11	B (男性)	17	19	15	4	
		B (女性)	11	16	10	6	
合 計			298	338	246	89	3

4 採用候補者名簿の失効

職員の任用に関する規則第29条第1項の規定により、名簿確定後1年以上経過したこと、名簿に登載された任用候補者がすべて削除されたこと、又は名簿の対象となっている職について新たに名簿が作成されたことにより、令和7年2月21日付けで、令和5年度に実施した職員採用試験（大学卒業程度）、職員採用試験（大学卒業程度（社会人））、職員採用試験（高等学校卒業程度）、保健師採用試験、臨床検査技師採用試験採用候補者名簿を失効させ、その旨を関係各任命権者に通知した。

5 職員の任用及び退職の状況

（1）職員の定数と現員

ア 定数の状況

令和6年4月1日現在における宮崎県職員定数条例、宮崎県教育関係職員定数条例及び地方警察職員の定員に関する条例に定める定数の総数は8,280人（前年度8,280人）である。（この定数には、県立学校及び市町村立学校職員は含まれていない。）

過去の5年間の各年ごとの定数の推移は、第7表のとおりである。

第7表 定数の推移

単位：人

部局 年月日	知事部局	企業局	病院局	議会事務局	選舉管理委員会	監査事務局	教育委員会		労働委事務局	人事委事務局	海区委事務局	警察本部		合計
							事務	学教 校育 以外 の関 係				警 察	警 地 察 方 官 警 以 察 外 職 の員	
平31.4.1	3,855	117	1,387	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
令2.4.1	3,713	126	1,520	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,170
令3.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280
令4.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280
令5.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280
令6.4.1	3,713	126	1,630	37	4	17	371		10	15	2	2,034	321	8,280

イ 現員の状況

令和6年4月1日における本県職員（教育職員、警察官を含む。）の総数は17,182人（前年度17,131人）で、部局別・給料表別職員数は、第8表のとおりである。

第8表 部局別・給料表別職員数

単位：人

職員区分	給料表	部局	知事部局	企事業局	病院局	議会事務局	選舉管理委員会	監査事務局	教育委員会				労働委事務局	人事委事務局	海区委事務局	警察本部	合計
									事務	学校以外の教育機関	県立学校	市町村立学校					
一般職員	行政職	3,076	124	68	31	4	17	184	176	197	270	8	15	2	271	4,443	
	研究職	160													21	181	
	医療職（一）	21		214												235	
	医療職（二）	233		248								1				482	
	医療職（三）	156		1,099											3	1,258	
	小計	3,646	124	1,629	31	4	17	184	176	197	271	8	15	2	295	6,599	
教育職員	教育職（一）																
	教育職（二）										2,745					2,745	
	市町村立学校											5,837				5,837	
警察職員	公安職														2,001	2,001	
非現業職員計		3,646	124	1,629	31	4	17	184	176	2,942	6,108	8	15	2	2,296	17,182	
現業職員	現業職																
合計		3,646	124	1,629	31	4	17	184	176	2,942	6,108	8	15	2	2,296	17,182	

(2) 選考の状況

職員の採用選考

職員の任用は、地方公務員法上、受験成績又はその他の能力の実証に基づいて行うものとされているが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、人事委員会の承認を得て選考により採用が行われる。

令和6年度の採用選考者数は363人（前年度366人）で、任命権者別・給料表別の採用状況は第9表のとおりである。

第9表 任命権者別・給料表別採用状況

単位：人

給料表 任命権者	行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知 事	118			10	13		141
病 院 局 長	2			70	3	65	140
教 育 委 員 会	71						71
警 察 本 部 長	1	9	1				11
計	192	9	1	80	16	65	363

(3) 退職の状況

令和5年度における退職者は763人（前年度999人）で、これを退職原因別に分類すると第10表のとおりである。

第10表 原因別退職者数

部局 原因	知事 部局	病院局	企業局	各種 委員会	教育委員会		警察本部		合計	
					一般 職員	教 育 職 員	一 般 職 員	警 察 官		
定年	1	2		2			3	37	45	
勧奨退職							5	4	9	
希望退職	24	11		1	7	198	5	5	251	
普通 退職	一身上 の都合	112	119		7	174	3	14	429	
	割愛	8				9			17	
	免職	1				3			4	
	死亡	4				3	1		8	
	計	125	119		7	189	4	14	458	
合計		150	132	0	3	14	387	17	60	763

6 人事行政調査の実施

地方行政の複雑かつ多様化に伴い、ますます公務能率の向上が要請されているところであるが、人事委員会は、各都道府県等の人事行政の現況について調査し、人事委員会の業務運営の参考としている。

第 3 章

給 与 關 係

1 職員の給与等の実態

人事委員会は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために毎年県職員給与等実態調査を実施している。調査の対象となる職員は、4月1日現在で職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、暫定再任用職員、臨時の任用職員、自己啓発等休業職員、育児短時間勤務職員を除く。）となっている。

令和6年4月1日現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員数

給料表別職員数は第11表に示すとおりであり、総職員数は14,378人で前年と比較して167人（1.1%）減少している。

第11表 給料表別職員数

区分	職員数(人)		構成比(%)	
	R5年	R6年	R5年	R6年
全職員	14,545	14,378	100.0	100.0
うち行政職員	4,137	4,113	28.4	28.6
県関係職員	計	8,976	8,913	61.7
	行政職	3,912	3,901	26.9
	公安職	1,988	1,966	13.7
	教育職	2,502	2,487	17.2
	研究職	171	169	1.2
	医療職（一）	36	35	0.2
	医療職（二）	227	211	1.6
	医療職（三）	140	144	1.0
学市校町職村員立	計	5,569	5,465	38.3
	教育職	5,342	5,252	36.7
	学校栄養職	2	1	0.0
	事務職	225	212	1.5

(注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(2) 職員の平均年齢及び男女別構成

職員の平均年齢及び男女別構成は第12表に示すとおりであり、前年と比較すると平均年齢は0.3歳下がり、男女別構成では女性の割合が0.9ポイント増加した。

第12表 給料表別平均年齢及び男女別職員構成

区分		平均年齢(歳)		男女別構成比(%)			
		R5年	R6年	R5年		R6年	
				男	女	男	女
全職員		42.2	41.9	60.7	39.3	59.8	40.2
うち行政職員		41.5	41.1	71.5	28.5	69.6	30.4
県 関 係 職 員	計	41.4	41.3	70.8	29.2	69.5	30.5
	行政職	41.5	41.1	72.8	27.2	70.8	29.2
	公安職	37.3	37.6	89.7	10.3	88.9	11.1
	教育職	44.7	44.6	57.4	42.6	56.5	43.5
	研究職	41.2	40.7	78.4	21.6	77.5	22.5
	医療職(一)	38.7	39.7	80.6	19.4	85.7	14.3
	医療職(二)	42.4	42.3	49.8	50.2	51.2	48.8
	医療職(三)	40.2	39.8	9.3	90.7	9.7	90.3
学 市 校 町 職 村 員 立	計	43.4	43.0	44.4	55.6	43.8	56.2
	教育職	43.5	43.1	44.2	55.8	43.7	56.3
	学校栄養職	38.5	x	—	100.0	x	x
	事務職	40.9	41.0	49.8	50.2	48.1	51.9

(注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(注) 「x」は、調査人員が1人の場合である。

(3) 職員の学歴別構成

職員の学歴別構成は第13表に示すとおりである。

第13表 給料表別学歴別職員構成

(単位: %)

区分	R5年				R6年			
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	80.8	5.6	13.1	0.5	81.3	5.4	12.8	0.4
うち行政職員	71.7	2.3	24.5	1.5	73.0	2.3	23.4	1.3
県関係職員	計	76.3	3.0	20.0	0.7	76.8	2.9	19.7
	行政職	73.5	1.9	23.2	1.3	74.5	1.9	22.5
	公安職	57.8	1.4	40.7	—	57.8	1.3	40.9
	教育職	92.3	4.2	3.2	0.4	92.4	4.3	3.0
	研究職	98.2	1.8	—	—	98.2	1.2	0.6
	医療職(一)	100.0	—	—	—	100.0	—	—
	医療職(二)	93.4	6.6	—	—	94.3	5.7	—
学市校町職村員立	医療職(三)	71.4	28.6	—	—	72.9	27.1	—
	計	88.1	9.8	1.9	0.2	88.7	9.5	1.6
	教育職	90.1	9.9	—	—	90.5	9.5	—
	学校栄養職	100.0	—	—	—	χ	χ	χ
事務職	39.6	8.9	47.1	4.4	45.3	9.9	40.1	4.7

(注) 各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。

(注) 「χ」は、調査人員が1人の場合である。

(4) 職員の級別構成

職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表の職務の級に分類することとされているが、給料表別級別の分布状況は第14表のとおりである。

第14表 給料表別級別職員構成

(単位:人)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	合計
県 関 係 職 員	行政職	478 (12.3)	474 (12.2)	856 (21.9)	1,205 (30.9)	569 (14.6)	221 (5.7)	65 (1.7)	23 (0.6)	10 (0.3)	3,901 (100)
	公安職	251 (12.8)	467 (23.8)	383 (19.5)	380 (19.3)	264 (13.4)	144 (7.3)	61 (3.1)	11 (0.6)	5 (0.3)	1,966 (100)
	教育職	158 (6.4)	2,092 (84.1)	特2級	3級	4級	-	-	-	-	2,487 (100)
				113 (4.5)	75 (3.0)	49 (2.0)					
	研究職	47 (27.8)	24 (14.2)	87 (51.5)	11 (6.5)	0 (0.0)	-	-	-	-	169 (100)
	医療職(一)	10 (28.6)	12 (34.3)	9 (25.7)	4 (11.4)	-	-	-	-	-	35 (100)
	医療職(二)	0 (0.0)	10 (4.7)	76 (36.0)	39 (18.5)	63 (29.9)	14 (6.6)	9 (4.3)	-	-	211 (100)
	医療職(三)	0 (0.0)	19 (13.2)	50 (34.7)	48 (33.3)	23 (16.0)	4 (2.8)	-	-	-	144 (100)
	教育職	0 (0.0)	4,378 (83.4)	特2級 (3.6)	3級 (7.1)	4級 (6.0)	-	-	-	-	5,252 (100)
市 町 村 立 学 校 職 員	学校栄養職	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	-	-	1 (100)
	事務職	50 (23.6)	28 (13.2)	34 (16.0)	88 (41.5)	8 (3.8)	4 (1.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	212 (100)

(注) () 内の数字は、当該給料表における構成割合 (%)。四捨五入の関係で必ずしも 100%にならない。

(注) 「x」は、調査人員が 1 人の場合である。

(5) 給与の支給状況

基本的な給与である給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当及びその他の支給を含む給料表別の給与支給状況は第15表に示すとおりである。

第15表（その1） 給料表別平均給与月額

(単位：円)

区分	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計	
全職員	347,935	9,481	483	5,453	7,842	3,028	374,222	
うち行政職員	317,521	9,303	924	6,282	7,833	1,047	342,910	
県 関 係 職 員	計	338,726	10,818	779	4,544	7,720	2,983	365,569
	行政職	318,458	9,496	974	6,624	7,841	1,030	344,424
	公安職	322,895	15,029	266	2,233	6,706	2,748	349,877
	教育職	383,148	10,331	—	3,183	8,244	1,073	405,978
	研究職	329,989	9,104	—	1,841	9,254	590	350,777
	医療職（一）	434,317	8,000	74,823	25,326	6,060	316,383	864,909
	医療職（二）	339,484	7,756	—	4,897	7,441	15,602	375,180
	医療職（三）	322,627	4,715	—	890	8,252	208	336,692
市学 町校 村職 立員	計	362,953	7,301	—	6,936	8,041	3,102	388,333
	教育職	365,484	7,365	—	7,217	8,057	3,174	391,296
	学校栄養職	χ	χ	—	χ	χ	χ	χ
	事務職	300,275	5,752	—	—	7,688	1,350	315,065

(注) その他は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

(注) 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも合計と一致しない。

(注) 「χ」は、調査人員が1人の場合である。

第15表（その2） 平均給与月額の推移

(単位：円)

区分	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
行政職員	R2年 320,529	10,779	976	6,218	7,352	1,256	347,110(△0.6)
	3年 318,233	10,395	891	6,233	7,487	1,222	344,462(△0.8)
	4年 316,820	10,181	857	5,912	7,719	1,204	342,692(△0.5)
	5年 315,925	9,716	890	6,246	7,894	1,091	341,762(△0.3)
	6年 317,521	9,303	924	6,282	7,833	1,047	342,910(0.3)
全職員	R2年 350,554	10,302	464	5,363	7,720	3,285	377,688(△0.7)
	3年 348,931	10,055	461	5,340	7,555	3,285	375,628(△0.5)
	4年 347,006	9,884	458	5,285	7,625	3,257	373,514(△0.6)
	5年 345,920	9,670	454	5,394	7,812	3,076	372,326(△0.3)
	6年 347,935	9,481	483	5,453	7,842	3,028	374,222(0.5)

(注) () 内の数字は、対前年増減率(%)である。

2 民間給与の実態

人事委員会は、民間における給与の支給状況等を把握するために毎年職種別民間給与実態調査を実施している。調査の対象となるのは、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所である。

令和 6 年は、調査対象の 376 事業所のうち、無作為に抽出した 140 事業所の 76 職種（うち、行政職相当職種 22 職種）について調査を実施し、調査した実人員は、3,748 人（うち、初任給関係 455 人）、調査職種該当者の推定数は 18,652 人（うち、行政職に相当するもの 11,235 人）である。

令和 6 年 4 月現在で実施した調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 初任給

職種別、学歴別、企業規模別の初任給の平均額は、第 16 表に示すとおりである。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職種	学歴	企業規模			
		計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
新卒事務員	大学院卒	* 213,429	—	χ	χ
	大学卒	205,087	* 207,377	* 194,077	* 196,029
	短大卒	* 196,410	* 202,768	* 175,472	* 176,805
	高校卒	171,233	* 173,857	* 164,532	* 169,703
新卒技術者	大学院卒	* 272,821	* 287,037	* 226,230	—
	大学卒	220,733	* 226,247	* 213,067	* 203,746
	短大卒	198,462	* 202,738	* 188,227	—
	高校卒	170,307	* 172,902	167,712	* 170,420
新卒事務員 ・技術者計	大学院卒	269,845	* 287,037	* 226,316	χ
	大学卒	210,233	* 212,508	204,624	* 198,673
	短大卒	197,754	* 202,749	185,278	* 176,805
	高校卒	170,695	173,394	166,829	170,121
新卒船員	海上技術学校卒				
新卒大学助教	大学卒				
新卒高等学校教諭	大学卒				
新卒研究員	大学卒				
新卒研究補助員	短大卒 高校卒				
準新卒医師	大学卒	χ		χ	
準新卒薬剤師	大学卒			χ	
準新卒診療放射線技師	養成所卒				
新卒栄養士	短大卒	* 189,847	χ	χ	
準新卒看護師	養成所卒	* 205,033	* 205,033	χ	
準新卒准看護師	養成所卒				

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和 5 年度中に資格免許を取得し、令和 6 年 4 月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、令和 3 年 3 月又は令和 4 年 3 月に大学卒業後、免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、令和 6 年 4 月までの間に採用された者（令和 5 年 4 月採用者を除く。）に限っている。

3 「χ」は、調査事業所が 1 事業所の場合である。

4 「*」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

(2) 職種別平均給与

令和6年4月分として支払われた職種別の平均給与額は、第17表に示すとおりである。

第17表 職種別平均給与（全企業規模）

職種	調査実人員 (人)	平均年齢 (歳)	きまつて支給する給与(円)		
			(A)	うち時間外手当 (B)	平均給与額 (A-B)
支店長	2	51.2	618,779	—	618,779
工場長	2	55.5	506,969	—	506,969
事務部長	74	53.4	529,967	278	529,689
技術部長	50	52.9	527,428	2,028	525,400
事務部次長	22	52.3	533,107	—	533,107
技術部次長	10	50.5	484,685	17,657	467,028
事務課長	89	50.4	476,148	5,894	470,254
技術課長	141	48.7	549,057	3,638	545,419
事務課長代理	43	49.2	449,637	13,187	436,450
技術課長代理	12	47.7	456,427	51,518	404,909
事務係長	288	44.7	374,524	36,614	337,910
技術係長	192	46.4	437,209	65,032	372,177
事務主任	87	40.5	282,120	18,039	264,081
技術主任	102	43.2	382,120	61,173	320,947
事務係員	1,104	37.1	281,977	26,009	255,968
技術係員	966	35.6	362,576	50,044	312,532

(注) 「 χ 」は、調査実人員が1人の場合である。

(3) 特別給

民間における特別給の平均支給額及び平均支給割合は、第18表に示すとおりである。

第18表 特別給の支給状況（全企業規模）

	支給額(円)			支給割合(月分)		
	R4年	R5年	R6年	R4年	R5年	R6年
下半期	648,655	705,572	687,766	2.10	2.21	2.19
上半期	715,204	726,393	763,522	2.28	2.27	2.40
計	1,363,859	1,431,965	1,451,288	4.38	4.48	4.59

(注) 下半期とは前年の8月から当該年の1月まで、上半期とは当該年の2月から7月までの期間をいう。

3 給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、令和6年10月8日議会及び知事に対して職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

(文中にある「本年」は令和6年である。)

「職員の給与等に関する報告及び勧告について」（令和6年10月8日）

第1 給与に関する報告について

本年の給与勧告のポイント

1 月例給、特別給とともに3年連続の引上げ

① 月例給の引上げ改定

* 民間給与との較差（9,802円、2.81%）等を考慮し、人事院勧告に準じて、給料表を改定

② 特別給の引上げ改定（年間0.10月分。現行4.50月→4.60月）

* 民間の支給割合（4.59月分）との均衡を図るため、0.10月分引上げ、人事院勧告や民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当の支給月数を引上げ

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート） (令和7年4月から実施)

人事院勧告に準じて、給与制度のアップデートを実施する。

- ① 給料表の見直し（令和6年4月に遡及して初任給を大幅に引上げ）
- ② 諸手当の見直し（扶養手当、通勤手当、単身赴任手当等）
- ③ 特別給の見直し
- ④ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する諸手当の見直し

1 給与勧告の意義と県職員の給与決定についての基本的な考え方

＜勧告の意義＞

勧告は職員の労働基本権制約の代償措置として職員に対し適正な給与を確保する機能を有する。

＜均衡の原則＞

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない（地方公務員法第24条第2項）。

2 民間給与の調査

調査（職種別民間給与実態調査）は、人事院と共同して企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所376事業所中、140事業所を対象に実施し、127事業所の調査が完了した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分の給与について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士を比較した結果、職員給与が民間給与を 9,802 円 (2.81%) 下回っている。

民 間 (A)	職 員 (B)	較差 (A-B)	(参考) 人事院
358,463 円	348,661 円	9,802 円 (2.81%)	11,183 円 (2.76%)

※民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

(2) 特別給(ボーナス)

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と現在の職員の支給月数を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給割合を 0.09 月分下回っている。

民 間 (A)	職 員 (B)	較差 (A-B)	(参考) 人事院
4.59 月	4.50 月	0.09 月	0.10 月

4 給与改定の内容と考え方

(1) 給与改定の考え方

均衡の原則（地方公務員法第 24 条第 2 項）に基づき、民間給与との較差並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与等を考慮し、次のとおり改定。

(2) 本年の給与改定

ア 月例給

(7) 各給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて、所要の改定。
他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

(*) 人事院勧告の改定内容：

- 初任給について、一般職（大卒程度）を 220,000 円 (+12.1%[+23,800 円]) 、一般職（高卒者）を 188,000 円 (+12.8%[+21,400 円]) と大幅に引上げ。
- 若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員にも重点を置き、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ。

イ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を図るため、0.10 月分引上げ（4.50 月分→4.60 月分）、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分。

（一般の職員の場合の支給月数）

区分	6 月期	12 月期
R6 年度 期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.25 月 (改定なし)
	勤勉手当 1.00 月 (支給済み)	1.10 月 (0.10 月引上げ)
R7 年度 期末手当	1.25 月 (改定なし)	1.25 月 (改定なし)
	勤勉手当 1.05 月 (0.05 月引上げ)	1.05 月 (0.05 月引上げ)

(3) 実施時期

- ア 各給料表及び初任給調整手当の改定は、令和6年4月1日から実施。
- イ 勤勉手当の改定は、令和6年12月期分については令和6年12月1日から、令和7年6月期以降分については令和7年4月1日から実施。

＜参考＞ 勧告どおり改定された場合の職員（行政職）1人当たりの改定状況

- 平均給与月額の改定額（率）

改定額(率)	内訳
9,787円（2.81%）	給料 9,741円、はね返り分 46円

※ 「はね返り分」とは、給料の改定に伴って増減する手当額（手当額が、給料×定率であるもの）の分をいう。

- 平均年間給与の増減額（率）

（平均年齢 41.1歳、経験年数 17.5年） ※本年度の新規採用者を含む。

現行	改定後	増減額（増減率）
5,643,000円	5,841,000円	198,000円（3.51%）

5 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の必要性

本県職員の給与制度は、基本的には国家公務員の給与制度に準拠（均衡の原則）。人事院は、公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組む一環として、①人材の確保への対応、②組織パフォーマンスの向上、③ワークスタイルやライフスタイルの多様化への対応の課題を挙げ、給与制度のアップデートを行う必要があるとしている。

国家公務員の給与制度が抱える課題は、本県においても共通であることから、給与制度のアップデートの内容を踏まえつつ、本県の給与制度について見直しを行う必要がある。

(2) 給料表の見直し

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容（*）に準じて、所要の改定を実施。他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定。

（*）人事院勧告の改定内容：

- 行政職俸給表（一）1・2級：採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ。初任給の引上げを踏まえ、1級は平均11.1%、2級は平均7.6%の引上げ改定。これらの措置は、令和6年4月1日に遡及実施。
- 行政職俸給表（一）3～7級：各級の初号近辺の号俸をカットし初号の俸給月額を引上げ。
- 行政職俸給表（一）8～10級：初号の俸給月額を引き上げつつ、隣接する級間での俸給月額の重なりを解消し昇格メリットを拡大。また、現行の号俸を大くり化。

(3) 諸手当の見直し

ア 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引上げ。

イ 地域手当

支給地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を7級地から5級地に再編し、支給割合も見直し。

ウ 通勤手当

支給限度額を、特別料金等の額を含めて1か月当たり 150,000 円に引上げ。支給限度額の範囲内で特別料金等を全額支給。また、特急料金等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止。

* このことにより、特急列車等に係る通勤手当は、特急列車等を利用しない場合に通勤距離 60 km 以上又は通勤時間 90 分以上等の通勤となる場合に支給の対象となる。

エ 単身赴任手当

採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給。

オ 管理職員特別勤務手当

現行、平日深夜において午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給対象時間帯を、午後 10 時から翌日午前 5 時までに見直し。また、特定任期付職員を支給対象職員に追加。

(4) 特別給の見直し

ア 勤勉手当の成績率

現在平均支給月数の 2 倍に設定している成績率の上限を、平均支給月数の 3 倍に引上げ。

イ 特定任期付職員

特定任期付職員のボーナスを期末手当と勤勉手当とし、特定任期付職員業績手当を廃止。

(7) 期末手当及び勤勉手当の支給月数

期末手当及び勤勉手当の平均支給月数を年間で期末手当 1.90 月、勤勉手当 1.75 月とする。

(イ) 勤勉手当の成績率

勤勉手当の成績率（支給月数に相当）は、2.625 以下とする。

年間の期末手当及び勤勉手当の支給において、成績優秀者の場合、見直し前の期末手当と特定任期付職員業績手当より高い水準の支給を可能とし、成績標準者の場合、見直し前の期末手当と同水準の支給とする。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等(*)に支給する諸手当の見直し

住居手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）、へき地手当（同手当に準ずる手当を含む。）など、異動の円滑化に資する手当を新たに支給。

異動等を支給要件とする特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当は、令和 7 年 4 月 1 日以降の異動等から適用。

(*) 定年前再任用短時間勤務職員等には、定年の引上げに伴い、60 歳に達した日以後、定年前に退職し短時間勤務の職に再任用された職員のほか、暫定再任用職員（定年が 65 歳となるまでの間に定年退職し再任用された職員等）を含む。

(6) 実施時期等

ア 令和 7 年 4 月 1 日から実施。ただし、(2) の初任給の引上げ等については、令和 6 年 4 月 1 日から実施。

イ 人事院勧告に準じて、扶養手当の月額等の特例措置を実施。

ウ 人事院勧告に準じて、地域手当の支給割合等の特例措置を実施。

第2 公務運営の改善に関する報告について

社会経済情勢が大きく変化する中で、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高め、組織全体のパフォーマンスを最大限発揮していく必要がある。

そのため、徹底した業務見直し等による効率的な行政運営に取り組むと同時に、組織を構成する職員が心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、意欲をもって働き続けられる勤務環境を整えることが大変重要である。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

大学卒業程度採用試験において、民間企業で採用されている試験方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしや合格発表の早期化を図るとともに、一部の職種で春と秋の年2回、採用試験を実施するなど、試験制度の見直し等を通じた受験者の確保に取り組んでいるが、受験者数は3年連続で減少している状況にあり、今後の人材獲得競争はさらに厳しくなることが見込まれることから、社会情勢の変化に応じた不断の試験制度の見直しを行うとともに、啓発・広報活動の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

(2) 人材の育成

人材の育成については、各職場におけるOJTを機能させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修の実施、自己啓発等の支援など、継続的かつ計画的に推進していく必要がある。また、デジタル技術等を活用した業務効率化や行政サービスの向上を推進するため、デジタルの知識・技能をもった人材の育成に取り組んでいく必要がある。

人事評価制度については、引き続き、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

女性職員の活躍推進に向けて、女性の登用に係る目標への着実な推進やライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がい者雇用の持続的な推進に向けて、法の趣旨に沿った適切な採用選考を行うとともに、障がいの内容や程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年については、令和5年度末の退職者から段階的な引上げが始まったことから、対象となる職員へ引き続き適切に情報提供を行うとともに、高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用し、組織活力の維持・向上を図る必要がある。また、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、中長期的な視点に立った計画的な人材育成や若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

5 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と生活の両立支援

育児・介護等と仕事の両立支援制度がより有効に活用されるよう、引き続き職員への周知に努めるとともに、管理職員をはじめ職場全体で子育てや介護に対する理解を促進し、あわせて、子育てや介護中の職員が在籍する職場では、代替職員の配

置等による業務執行体制を確保していく必要がある。

イ 柔軟な働き方の推進

任命権者においては、時差出勤やテレワークに関する制度の充実により、柔軟な働き方が推進されており、その中でもテレワークについては、ワーク・ライフ・バランスの推進や危機事象発生時の安定的な業務継続に役立つものであるため、職員が利用しやすい環境となるよう、行政のデジタル化をより推進し、テレワークを働き方の選択肢の一つとして定着させていくことが重要である。

ウ 年次休暇等の取得促進

職場での計画的な休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、その要因を分析し有効な対策を講じるなど、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

業務の的確な進行管理等のマネジメント強化を引き続き図るとともに、全ての業務について廃止を意識した見直し、デジタル化及びアウトソーシングの活用等による効率化に取り組むなど、時間外勤務命令を必要最小限にとどめるため更なる取組の推進が必要である。

イ 教員の業務負担の軽減

各学校においては、適切な出退勤管理により客観的な在校等時間を把握するとともに、ＩＣＴの推進体制の整備等を通じた業務改善を行っていくこと、また、学校全体で働き方等についての意識改革を進め、保護者等の理解と協力を得ながら、教員の業務負担の軽減を確実に進めていく必要がある。

(3) 心身の健康づくり

若手職員をはじめとした全ての職員の心身の健康を保持・増進するために、心身不調の予防及び早期発見等の健康管理を徹底する必要がある。

なお、危機事象への対応を含む長時間労働は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、長時間労働による健康リスクの高い職員に対する面接指導を実施し、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

あらゆるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、実にくしていかなければならない。職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、管理職員等が職員からの相談に適切に対応するための研修を充実させなど、組織として有効な取組を行っていく必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

会計年度任用職員については、今後とも、適正な任用や勤務条件の確保など適切な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

7 信頼の確保

県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いているため、任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

4 給与の支払監理

人事委員会は、地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が法律、条例及び規則等に適合して行われることを確保するため、職員に対する給与の支払いを監理することとされている。

令和6年度は、次のとおり給与の支払監理を実施した。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 実施期間 | 令和7年1月15日、22日、28日 |
| (2) 監理の重点事項 | 扶養手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の認定等の適否 |
| (3) 監理を実施した公署 | 日南くろしお支援学校、小林秀峰高等学校、日南保健所、
都農食肉衛生検査所、日向食肉衛生検査所、えびの警察署 |

第 4 章

審 査 關 係

1 措置要求、審査請求の審査等

(1) 勤務条件に関する措置要求

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する適切な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものである。

令和6年度は、前年度からの係属案件はなく、新たな措置要求が2件あった。

(第19表参照)

第19表 勤務条件に関する措置の要求の係属状況

区分	令和5年度末 係属件数	令和6年度中 要求件数	令和6年度中処理件数			令和6年度末 係属件数
			要求却下	判定	取下げ	
給与	0	1	0	0	0	1
勤務時間	0	1	0	0	0	1
休暇	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求があった場合に、これを審査し、裁決を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものである。

令和6年度は、前年度からの係属事案、新たな審査請求はなかった。

第20表 不利益処分に関する審査請求の係属状況

区分	令和5年度末 係属件数	令和6年度中 申立件数	令和6年度中処理件数			令和6年度末 係属件数
			申立却下	裁決	取下げ	
懲戒処分	0	0	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

(3) 職員の苦情の処理

この制度は、地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和6年度は、苦情相談として46件を受理した。(第21表参照)

第21表 苦情相談件数

	任用関係	給与・勤務時間関係	分限及び懲戒関係	服務関係	厚生・福利関係	人間関係	計(件数)
知事部局	5	9	2	1	1	10	28
教育委員会	4	4	0	1	1	8	18
計(件数)	9	13	2	2	2	18	46

※知事部局の件数には、県議会事務局、各種委員会分を含む。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権を行使している。労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分は、令和7年3月31日現在、第2表のとおりである。

令和6年度の主な監督事項の実績は、第23表のとおりである。

また、労働安全衛生法に基づくボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況は、第24表のとおりである。

なお、令和6年度は、書面による「勤務環境に関する実態調査」を行ったほか、選定した計12事業所に対して、「勤務環境に関する実態調査」に関する実地調査を行った。

第22表 労働基準法別表第1による県の各事務（業）所の区分 (令和7年3月31日現在)

号	別	事務（業）所	事務所数	監督区分
1	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）	企業局	1	労働基準監督署
2	鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業	該当なし	—	
3	土木、建築その他工作物の建設、改造成、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業	土木事務所 港湾事務所	10 3	
4	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業	該当なし	—	
5	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業	該当なし	—	
6	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業	該当なし	—	
7	動物の飼育又は水産動植物の栽培若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業	該当なし	—	
8	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業	該当なし	—	
9	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	該当なし	—	
10	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業	該当なし	—	

11	郵便、信書便又は電気通信の事業	該当なし	—	
		自治学院 消防学校 衛生環境研究所 林業技術センター 木材利用技術センター 工業技術センター 食品開発センター 産業技術専門校 産業技術専門校高鍋校 総合農業試験場（支場3） 薬草・地域作物センター 農業大学校 畜産試験場（支場1） 県立高等水産研修所 水産試験場（支場1） 建設技術センター 教育研修センター 図書館 総合博物館 西都原考古博物館 美術館 埋蔵文化財センター 中学校 高等学校 中等教育学校 特別支援学校（寄宿舎を除く） 警察学校	1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 36 1 13 1	
12	教育、研究又は調査の事業			人事委員会
		保健所 みやざき学園 県立産院 こども療育センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 精神保健福祉センター 病院局 県立病院 特別支援学校の寄宿舎	8 1 3 1 5 1 1 1 3 5	
13	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業			労働基準監督署
14	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業	該当なし	—	
15	焼却、清掃又はと畜場の事業	該当なし	—	

別表第1に含まれない官公署	知事部局本庁	1	人事委員会
	議会事務局	1	
	教育庁本庁	1	
	警察本部	1	
	選挙管理委員会事務局	1	
	監査事務局	1	
	人事委員会事務局	1	
	労働委員会事務局	1	
	宮崎海区漁業調整委員会事務局	1	
	宮崎内水面漁場管理委員会事務局	1	
	東京事務所	1	
	福岡事務所	1	
	県税・総務事務所	7	
	西白杵支庁	1	
	福祉こどもセンター	3	
	福祉事務所	1	
	身体障害者相談センター	1	
	女性支援センター	1	
	きりしま寮	1	
	児童相談所	3	
	消費生活センター	1	
	計量検定所	1	
	大阪事務所	1	
	農林振興局	6	
	家畜保健衛生所	3	
	教育事務所	3	
	スポーツ指導センター	1	
	警察署	13	
	防災救急航空センター	1	
労働基準監督機関別事務（業）所数	労働基準監督署	43	
	人事委員会	140	
	計	183	

第23表 労働基準監督機関としての主な監督事項の実績

(令和7年3月31日現在)

内 容	件 数	関 係 事 項
適用事業報告	0	労働基準法施行規則第57条
一せい休憩除外認定申請	2	労働基準法第34条 労働基準法施行規則第15条
時間外労働・休日労働に関する届出	80	労働基準法第36条 労働基準法施行規則第17条第1項
産業医選任報告	26	労働安全衛生法第13条 労働安全衛生規則第13条
衛生管理者選任報告	36	労働安全衛生法第12条 労働安全衛生規則第7条
放射線装置等設置届	0	労働安全衛生法第88条
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	有機溶剤中毒予防規則第3条、第4条
ボイラー設置届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査申請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第14条
第一種圧力容器設置届	0	労働安全衛生法第88条 ボイラー及び圧力容器安全規則第56条
第一種圧力容器落成検査申請	0	労働安全衛生法第38条 ボイラー及び圧力容器安全規則第59条
定期健康診断結果報告	71	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第52条
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	71	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の21
断続的な宿直又は日直勤務許可申請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第23条
監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	0	労働基準法第41条 労働基準法施行規則第34条

第24表 ボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の状況

(令和7年3月31日現在)

区分	事務(業)所名	番号	検査年月日	検査結果	有効期間
第一種圧力容器	宮崎農業高等学校	JA-25	R7.2.20	合格	R7.3.25～R8.3.24
	宮崎海洋高等学校	JA-9	R7.2.20	合格	R7.3.1～R8.2.28
		JA-22	R7.2.20	合格	R6.3.29～R7.3.28
	食品開発センター	JA-11	R6.7.25	合格	R6.9.3～R7.9.2
		JA-12	R6.7.25	合格	R6.9.3～R7.9.2
		JA-24	R6.7.25	合格	R6.9.16～R7.9.15
	都城農業高等学校	JA-13	R6.5.16	合格	R6.6.16～R7.6.15
	木材利用技術センター	JA-14	R7.2.25	合格	R7.3.20～R8.3.19
		JA-16	R7.2.25	合格	R7.3.20～R8.3.19
	門川高等学校	JA-17	令和2年3月1日より休止		
ボイラー	総合農業試験場	JA-20	R6.11.14	合格	R6.12.6～R7.12.5
	高鍋農業高等学校	JA-26	R7.3.19	合格	R7.3.24～R8.3.23
	林業技術センター	JA-23	R7.2.28	合格	R7.3.12～R8.3.11
	宮崎工業高等学校	JB-4	平成18年4月1日より休止		
	日南振徳高等学校	JB-5	平成19年4月1日より休止		

第一種圧力容器 12基 ボイラー 0基 合計 12基 (使用休止中を除く。)

3 職員団体関係

(1) 管理職員等の範囲

管理職員等の範囲は、「管理職員等の範囲を定める規則」で定めており、行政機関の組織及び職の改廃又は新設等があった場合には、それに適合するように同規則の改正を行っている。（最終改正は令和7年4月1日）

令和6年4月1日現在で、各行政機関における管理職員等の総数は実人員 764名であり、その内容は第25表のとおりである。

第25表 管理職員等の指定状況

機 関 名	令和6年4月1日現在		
	職員数（名）	管理職員等	
		指定数（名）	指定率（%）
議 会 事 務 局	31	9 (9)	29.0 (29.0)
知 事 部 局	3,646	478 (449)	13.1 (12.3)
人 事 委 員 会 事 務 局	15	7 (7)	46.7 (46.7)
監 査 事 務 局	17	5 (5)	29.4 (29.4)
労 働 委 員 会 事 務 局	8	3 (3)	37.5 (37.5)
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	4	1 (0)	25.0 (0.0)
教育委員会	事務局等	360	86 (86)
	県立学校	2,942	173 (173)
	計	3,302	259 (259)
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局	2	1 (0)	50.0 (0.0)
内水面漁場管理委員会事務局	0	1 (0)	— (—)
計	7,026	764 (732)	10.9 (10.4)

(注) () 内の数字は実人員数を示す。

(2) 職員団体の登録

職員団体は、人事委員会に対して、登録を申請することができるという登録制度が設けられており、令和6年度末における登録職員団体数は5団体である。地方公務員法第53条及び職員団体の登録に関する条例に基づいて人事委員会に登録されている令和6年度の職員団体の状況は、第26表のとおりである。

なお、登録された職員団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事委員会に申し出ることにより法人になることができ、令和6年度末で法人格を持つ職員団体は3団体となっている。

第26表 登録職員団体の状況 (令和6年度)

名 称	宮崎県高等学校 教職員組合	宮 崎 県 教職員組合	宮崎県庁職員 労 働 組 合	教 育 事 務 ユ ニ オ ン み や ざ き	I R I S 宮 崎
登録番号	第1号	第3号	第5号	第6号	第7号
登録年月日	S 4 1 . 9 . 2 7	S 4 1 . 9 . 2 7	S 4 1 . 9 . 2 7	H 1 3 . 6 . 8	R 6 . 9 . 9
主たる事務所の 所 在 地	宮崎市太田 1丁目3番40号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	宮崎市橘通東 2丁目10番1号	宮崎市太田 1丁目3番39号 教育会館内	愛知県一宮市 三条字新 21-6
代 表 者	執行委員長 黒木健二	執行委員長 山口邦子	執行委員長 大村謙司	執行委員長 永田勝徳	代表 加藤豊裕
職員団体名又は 連合体の区分	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体	単位団体
法 人 格 取 得 の 有 無	有	有	有	無	無
役 員 数	執行委員長 1名 書記長兼 会計委員 1名 監査委員 2名 計 4名	執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 1名 専門部長 3名 会計監査 3名 特別執行委員 5名 計 14名	執行委員長 1名 副執行委員長 1名 書記長 1名 執行委員 11名 会計監事 3名 特別執行委員 3名 計 20名	執行委員長 1名 執行副委員長 1名 書記長 1名 監査委員 2名 計 5名	代表 1名 副代表 1名 会計監査 1名 事務局長 1名 計 4名

4 分限及び懲戒

任命権者が分限及び懲戒処分を行った場合は、関係規則の定めるところにより、書面の写し1通を添えて、人事委員会に通知することになっている。

令和6年度の分限及び懲戒処分の状況は、第27表のとおりである。

第27表 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分 任命権者	分 限 (件数)					懲 戒 (件数)				
	免 職	降 任	降 給	休 職	計	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
知事部局	0	0	0	168	168	3	1	2	1	7
教育委員会	0	0	0	248	248	4	0	1	12	17
警察本部	1	0	0	30	31	0	1	0	1	2
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
各種委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 局	0	0	0	5	5	0	1	1	0	2
病 院 局	0	0	0	91	91	2	0	0	0	2

資料

1 県職員採用試験の状況

(1) 県職員採用試験

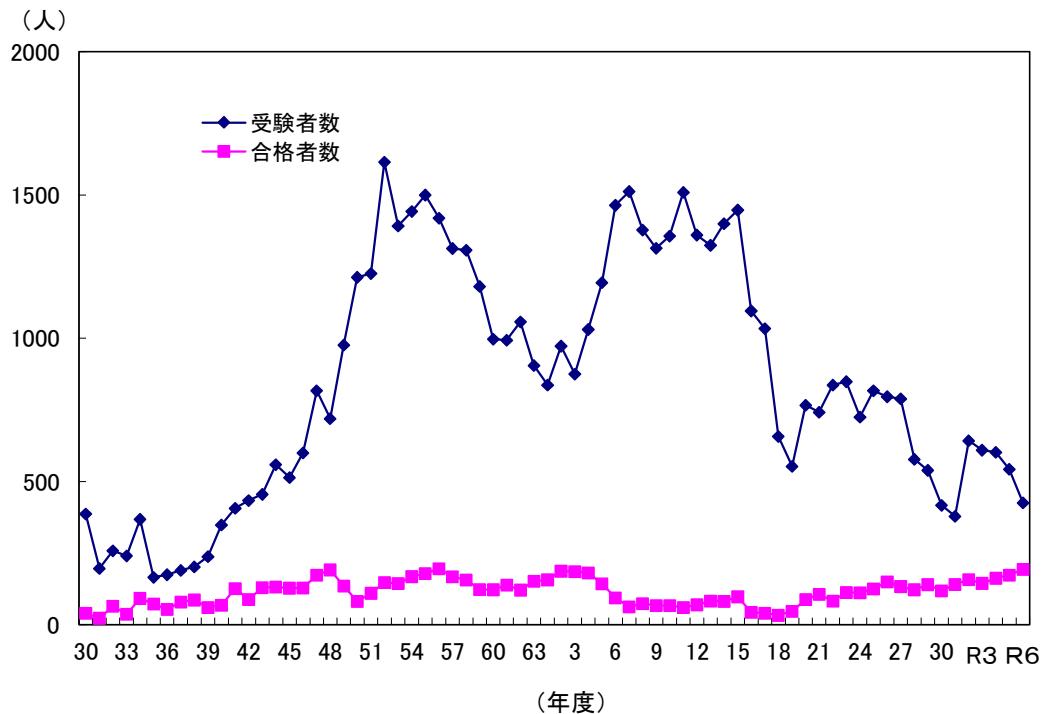
① 実施状況(大学卒業程度)

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
30	10	387	41	9.4	2	16	973	187	5.2
31	5	197	23	8.6	3	15	875	185	4.7
32	7	259	65	4.0	4	15	1,031	182	5.7
33	8	241	37	6.5	5	15	1,194	143	8.3
34	11	368	93	4.0	6	13	1,464	94	15.6
35	10	166	73	2.3	7	14	1,512	63	24.0
36	12	175	54	3.2	8	12	1,378	74	18.6
37	12	190	79	2.4	9	12	1,314	67	19.6
38	13	202	87	2.3	10	13	1,356	67	20.2
39	14	238	61	3.9	11	12	1,509	61	24.7
40	15	349	68	5.1	12	13	1,360	70	19.4
41	17	407	126	3.2	13	12	1,325	83	16.0
42	14	434	89	4.9	14	12	1,400	82	17.1
43	15	456	130	3.5	15	13	1,447	98	14.8
44	16	559	132	4.2	16	13	1,096	44	24.9
45	15	514	128	4.0	17	10	1,034	41	25.2
46	14	600	129	4.7	18	11	657	33	19.9
47	15	817	173	4.7	19	11	553	48	11.5
48	16	719	192	3.7	20	13	766	89	8.6
49	15	976	136	7.2	21	14	742	107	6.9
50	11	1,213	82	14.8	22	11	837	83	10.1
51	12	1,226	110	11.1	23	15	849	113	7.5
52	17	1,614	148	10.9	24	15	725	112	6.5
53	12	1,392	144	9.7	25	14	817	125	6.5
54	16	1,443	169	8.5	26	15	796	150	5.3
55	15	1,500	179	8.4	27	15	789	134	5.9
56	14	1,419	196	7.2	28	15	578	123	4.7
57	14	1,313	168	7.8	29	15	539	140	3.9
58	13	1,308	156	8.4	30	15	417	119	3.5
59	14	1,181	124	9.5	R元	15	379	141	2.7
60	12	997	123	8.1	R2	16	642	158	4.1
61	14	993	139	7.1	R3	15	610	145	4.2
62	12	1,057	122	8.7	R4	20	602	163	3.7
63	14	905	153	5.9	R5	20	543	173	3.1
H元	16	837	157	5.3	R6	24	426	194	2.2

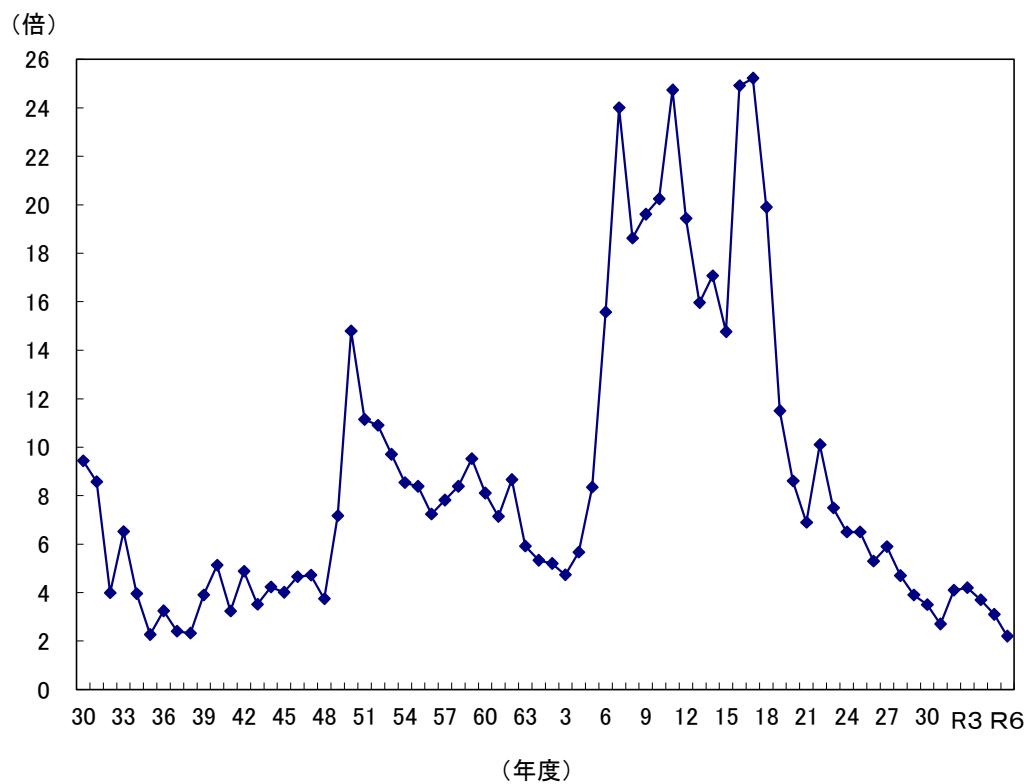
② 実施状況(大学卒業程度(社会人))

年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	実施職種	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
24	1	269	9	29.9	R元	4	93	18	5.2
25	1	187	8	18.6	R2	4	106	21	5.0
26	1	164	9	14.1	R3	5	178	14	12.7
27	3	122	10	12.2	R4	7	121	10	12.1
28	4	119	12	9.9	R5	8	146	21	7.0
29	3	113	9	12.6	R6	10	105	32	3.3
30	3	95	15	6.3					

③ 受験者数及び合格者数の推移(大学卒業程度、社会人除く)



④ 競争率の推移(大学卒業程度、社会人除く)

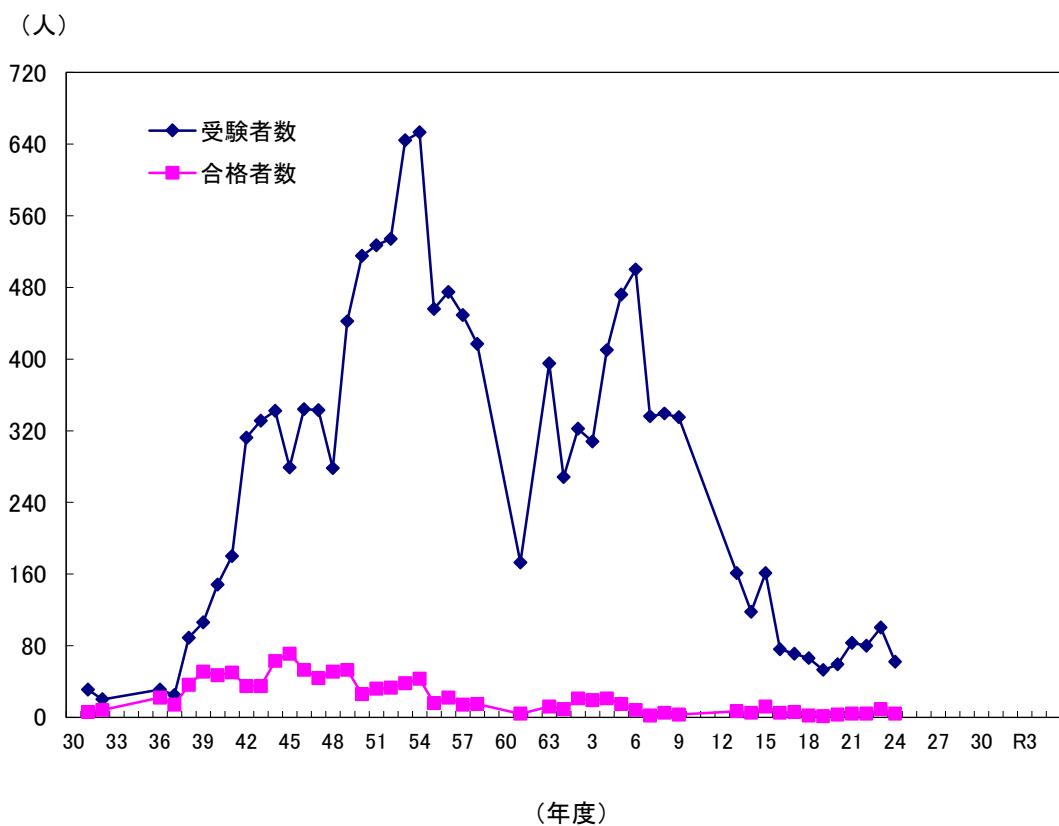


(2) 県職員採用試験（短期大学卒業程度）

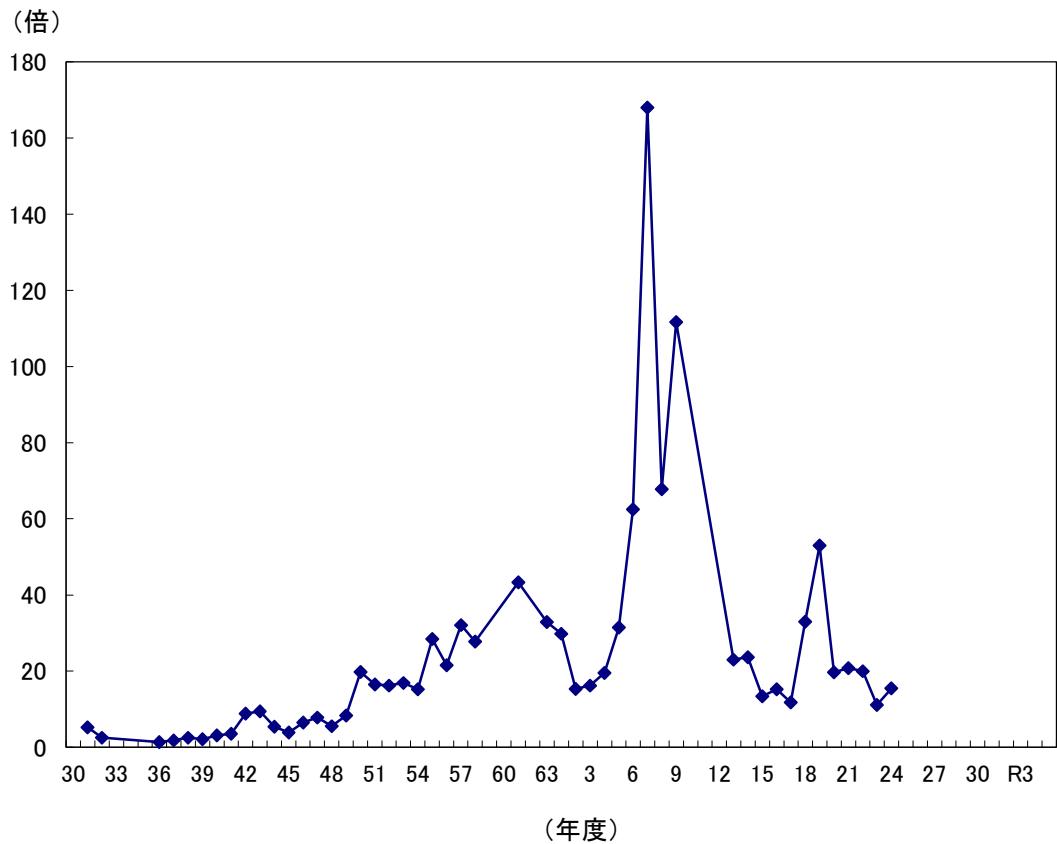
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	—	—	—	—	2	2	322	21	15.3
31	1	31	6	5.2	3	2	308	19	16.2
32	1	20	8	2.5	4	2	410	21	19.5
33	—	—	—	—	5	1	472	15	31.5
34	—	—	—	—	6	1	500	8	62.5
35	—	—	—	—	7	1	336	2	168.0
36	1	31	22	1.4	8	1	339	5	67.8
37	2	25	14	1.8	9	1	335	3	111.7
38	3	89	36	2.5	10	—	—	—	—
39	4	106	51	2.1	11	—	—	—	—
40	4	148	47	3.1	12	—	—	—	—
41	4	180	50	3.6	13	1	161	7	23.0
42	5	312	35	8.9	14	1	118	5	23.6
43	5	331	35	9.5	15	2	161	12	13.4
44	5	342	63	5.4	16	1	76	5	15.2
45	6	279	71	3.9	17	1	71	6	11.8
46	6	344	53	6.5	18	1	66	2	33.0
47	5	343	44	7.8	19	1	53	1	53.0
48	6	278	51	5.5	20	1	59	3	19.7
49	7	442	53	8.3	21	1	83	4	20.8
50	4	515	26	19.8	22	1	80	4	20.0
51	3	527	32	16.5	23	1	100	9	11.1
52	5	534	33	16.2	24	1	62	4	15.5
53	4	644	38	16.9	25	—	—	—	—
54	4	653	43	15.2	26	—	—	—	—
55	5	456	16	28.5	27	—	—	—	—
56	3	475	22	21.6	28	—	—	—	—
57	3	449	14	32.1	29	—	—	—	—
58	2	417	15	27.8	30	—	—	—	—
59	—	—	—	—	R元	—	—	—	—
60	—	—	—	—	R2	—	—	—	—
61	1	173	4	43.3	R3	—	—	—	—
62	—	—	—	—	R4	—	—	—	—
63	1	395	12	32.9	R5	—	—	—	—
H元	1	268	9	29.8	R6	—	—	—	—

② 受験者数及び合格者数の推移



③ 競争率の推移

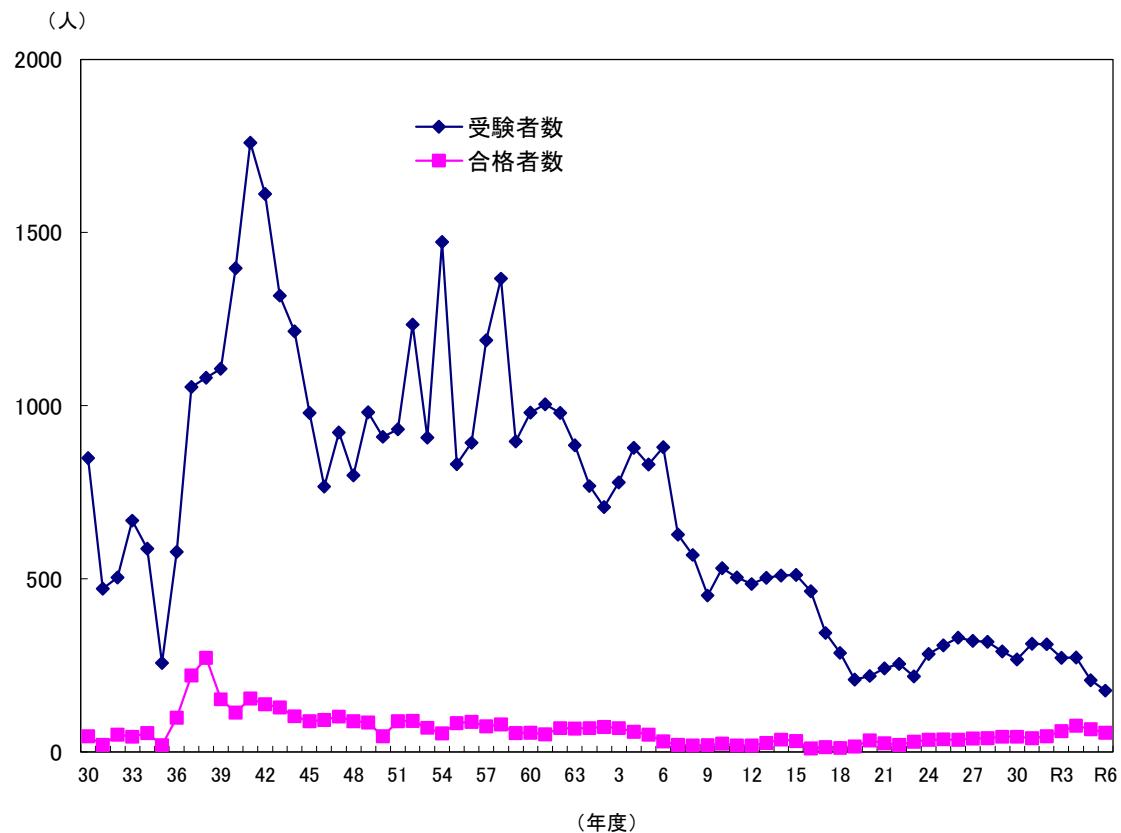


(3) 県職員採用試験（高等学校卒業程度）

① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	8	849	46	18.5	2	5	707	72	9.8
31	2	472	21	22.5	3	5	779	69	11.3
32	1	504	50	10.1	4	3	879	58	15.2
33	3	668	44	15.2	5	4	830	50	16.6
34	3	587	55	10.7	6	4	880	31	28.4
35	3	257	20	12.9	7	4	628	21	29.9
36	6	578	99	5.8	8	5	569	19	29.9
37	9	1,054	221	4.8	9	4	452	20	22.6
38	9	1,081	272	4.0	10	3	531	24	22.1
39	8	1,107	152	7.3	11	4	504	19	26.5
40	8	1,397	114	12.3	12	4	485	18	26.9
41	8	1,760	155	11.4	13	4	503	26	19.3
42	8	1,612	138	11.7	14	4	509	36	14.1
43	9	1,318	129	10.2	15	3	512	32	16.0
44	8	1,215	103	11.8	16	3	464	10	46.4
45	5	979	89	11.0	17	2	344	14	24.6
46	5	766	92	8.3	18	2	286	12	23.8
47	5	923	102	9.0	19	2	209	16	13.1
48	5	799	89	9.0	20	3	220	33	6.7
49	5	981	85	11.5	21	4	241	25	9.6
50	5	910	46	19.8	22	4	255	21	12.1
51	4	932	89	10.5	23	4	218	30	7.3
52	6	1,235	90	13.7	24	4	283	35	8.1
53	6	908	70	13.0	25	4	308	37	8.3
54	6	1,473	54	27.3	26	4	330	35	9.4
55	7	831	83	10.0	27	4	321	39	8.2
56	6	893	87	10.3	28	4	318	40	8
57	7	1,189	74	16.1	29	4	290	44	6.6
58	8	1,367	80	17.1	30	4	267	44	6.1
59	8	897	55	16.3	R元	4	313	40	7.8
60	6	980	56	17.5	R2	6	311	46	6.8
61	5	1,004	51	19.7	R3	6	272	60	4.5
62	4	979	69	14.2	R4	6	273	76	3.6
63	5	886	67	13.2	R5	6	207	66	3.1
H元	5	768	69	11.1	R6	6	177	56	3.2

② 受験者数及び合格者数の推移

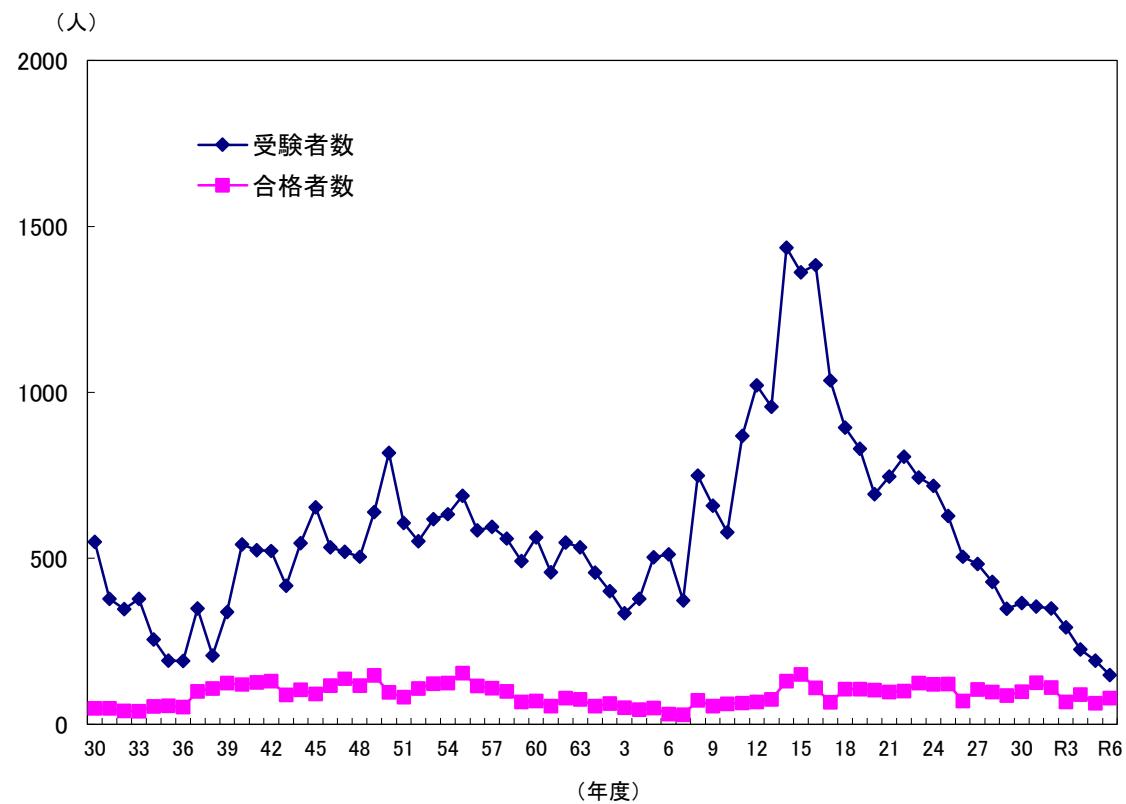


(4) 警察官採用試験

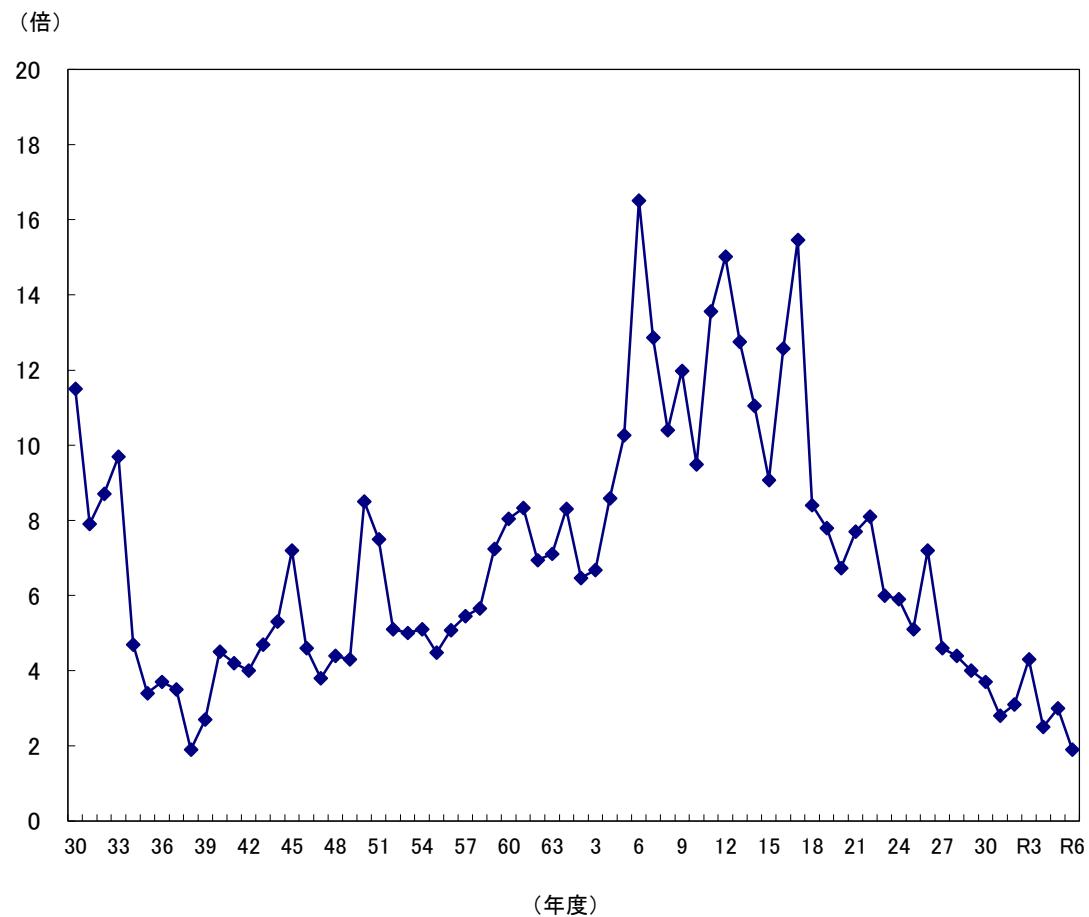
① 実施状況

年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率	年度	実施職種	受験者数	合格者数	競争率
		A	B	A/B			A	B	A/B
30	1	550	48	11.5	2	3	401	62	6.5
31	1	378	48	7.9	3	3	334	50	6.7
32	1	347	40	8.7	4	3	378	44	8.6
33	1	378	39	9.7	5	2	503	49	10.3
34	1	255	54	4.7	6	2	512	31	16.5
35	1	191	56	3.4	7	2	373	29	12.9
36	1	190	52	3.7	8	4	749	72	10.4
37	1	349	99	3.5	9	3	659	55	12.0
38	1	207	108	1.9	10	2	579	61	9.5
39	1	338	124	2.7	11	3	868	64	13.6
40	1	542	120	4.5	12	3	1,021	68	15.0
41	1	525	126	4.2	13	3	956	75	12.7
42	1	522	130	4.0	14	5	1,436	130	11.0
43	1	418	89	4.7	15	6	1,361	150	9.1
44	1	546	104	5.3	16	6	1,383	110	12.6
45	1	654	91	7.2	17	4	1,036	67	15.5
46	1	533	116	4.6	18	4	894	106	8.4
47	1	519	137	3.8	19	4	830	106	7.8
48	1	505	116	4.4	20	4	693	103	6.7
49	2	639	147	4.3	21	4	747	97	7.7
50	2	818	96	8.5	22	4	806	100	8.1
51	2	606	81	7.5	23	4	744	124	6.0
52	2	551	108	5.1	24	4	718	121	5.9
53	2	618	123	5.0	25	4	627	122	5.1
54	2	633	124	5.1	26	4	505	70	7.2
55	2	689	154	4.5	27	4	483	105	4.6
56	2	584	115	5.1	28	4	429	97	4.4
57	2	594	109	5.4	29	4	348	87	4.0
58	2	560	99	5.7	30	4	365	98	3.7
59	2	492	68	7.2	R元	4	354	125	2.8
60	2	563	70	8.0	R2	4	349	111	3.1
61	2	458	55	8.3	R3	6	292	68	4.3
62	2	548	79	6.9	R4	6	225	90	2.5
63	2	533	75	7.1	R5	6	191	63	3.0
H元	3	457	55	8.3	R6	7	148	79	1.9

② 受験者数及び合格者数の推移



③ 競争率の推移



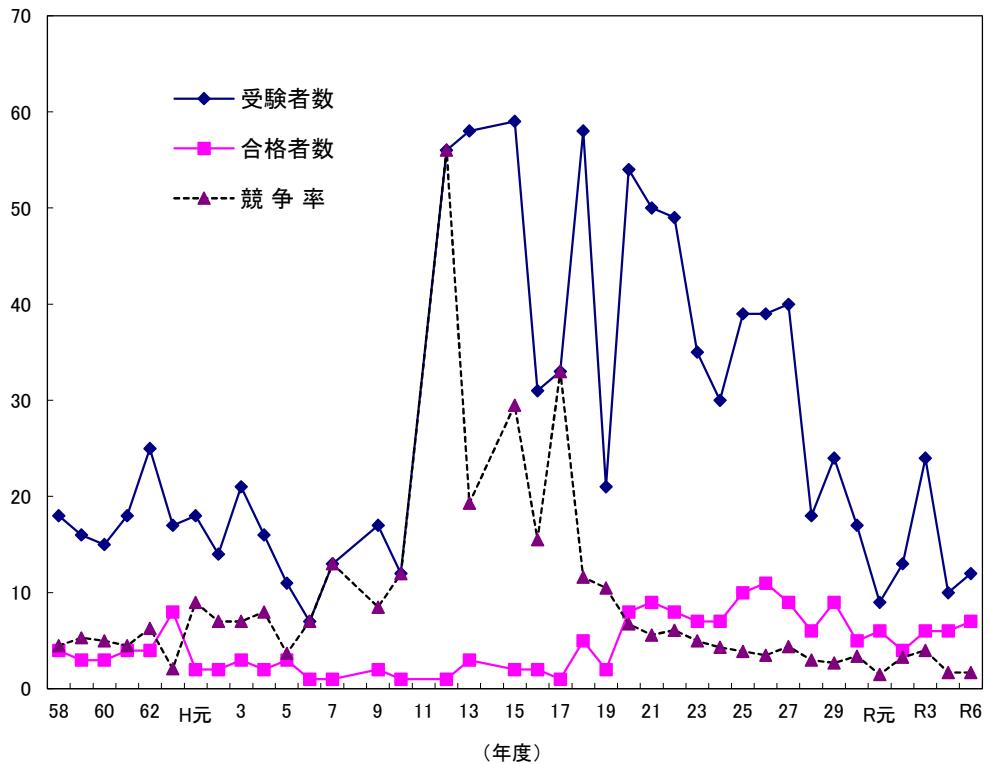
(5) 保健師採用試験

① 実施状況

年度	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B	年度	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
58	18	4	4.5	16	31	2	15.5
59	16	3	5.3	17	33	1	33.0
60	15	3	5.0	18	58	5	11.6
61	18	4	4.5	19	21	2	10.5
62	25	4	6.3	20	54	8	6.8
63	17	8	2.1	21	50	9	5.6
H元	18	2	9.0	22	49	8	6.1
2	14	2	7.0	23	35	7	5.0
3	21	3	7.0	24	30	7	4.3
4	16	2	8.0	25	39	10	3.9
5	11	3	3.7	26	39	11	3.5
6	7	1	7.0	27	40	9	4.4
7	13	1	13.0	28	18	6	3
8	—	—	—	29	24	9	2.7
9	17	2	8.5	30	17	5	3.4
10	12	1	12.0	R元	9	6	1.5
11	—	—	—	R2	13	4	3.3
12	56	1	56.0	R3	24	6	4.0
13	58	3	19.3	R4	16	8	2.0
14	—	—	—	R5	10	6	1.7
15	59	2	29.5	R6	12	7	1.7

② 受験者数、合格者数及び競争率の推移

(人)(倍)



(6) 薬剤師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	—	—	—
16	17	1	17.0
17	17	4	4.3
18	14	5	2.8
19	23	4	5.8
20	25	7	3.6
21	12	4	3.0
22	13	7	1.9
23	16	9	1.8
24	25	13	1.9
25	17	8	2.1
26	15	10	1.5
27	14	11	1.3
28	12	7	1.7
29	8	4	2.0
30	11	8	1.4
R元	6	4	1.5

※令和2年度より選考により採用する職となった。

(7) 診療放射線技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
14	34	2	17.0
15	—	—	—
16	—	—	—
17	22	1	22.0
18	—	—	—
19	16	1	16.0
20	20	3	6.7
21	14	2	7.0
22	21	3	7.0
23	14	2	7.0
24	11	2	5.5
25	9	4	2.3

※平成26年度より選考により採用する職となった。

(8) 臨床検査技師採用試験

実施状況

年度	受験者数	合格者数	競争率
	A	B	A/B
15	39	1	39.0
16	34	4	8.5
17	20	3	6.7
18	27	1	27.0
19	24	2	12.0
20	—	—	—
21	28	3	9.3
22	—	—	—
23	29	4	9.3
24	32	3	10.7
25	24	6	4.0
26	17	4	4.3
27	24	3	8.0
28	17	3	5.7
29	21	5	4.2
30	26	4	6.5
R元	18	2	9.0
R2	18	2	9.0
R3	19	2	9.5
R4	19	2	9.5
R5	24	9	2.7

※令和6年度より選考により採用する職となった。

2 給与勧告の経緯

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
S26	11. 28			
27	11. 20			
28	11. 30			
29	10. 13	3 級 7.1 4-7 級 20.0 8・9 級 28.5 10-13 級 27.5		
30	11. 10	2-3 級 0.6 4-7 級 6.5 8・9 級 11.0 10-14 級 0.09		
31	11. 30	4-7 級 8.5 8-9 級 6.4 10 級以上 25.6		32. 4. 1 から国に準じて給料表改正
32	11. 30	2.3		
33	11. 29	行政 11.8 全職 1.9		
34	12. 15	3.0		
35	12. 6	14.3		
36	12. 1	9.0		
37	11. 26	8.6		
38	11. 26	6.8		
39	11. 14	7.2	8.9	
40	11. 1	6.84	7.12	
41	10. 19	6.30	6.67	
42	10. 17	5.42	7.75	
43	10. 15	5.21	7.88	
44	10. 14	7.70	9.8	
45	10. 8	9.94	全職 11.7 行政 11.33	
46	10. 16	9.34	全職 11.40 行政 11.45	
47	10. 9	13.02	全職 10.56 行政 10.47	
48	9. 17	12.79	全職 15.31 行政 15.28	
49	8. 23	28.39	全職 28.73 行政 29.17	
50	10. 13	8.89	全職 10.46 行政 10.82	1号下位切替え 50. 6. 1
51	11. 2	6.02	全職 6.55 行政 6.90	
52	11. 2	6.24	全職 6.61 行政 6.96	
53	10. 26	3.47	全職 3.71 行政 3.82	

年度	国 (人 事 院)			
	勧告日	官民較差 (%)	実施	
S23	12. 10		23. 12. 1 から勧告どおり	
24	12. 4		実施せず	
25	8. 9		26. 1. 1 から一部実施	
26	8. 20		26. 10. 1 から一部実施	
27	8. 1		27. 11. 1 から一部実施	
28	7. 18		29. 1. 1 から一部実施	
29	7. 19	2・3 級 4-7 級 8-14 級	4. 7 9. 0	ベース改定勧告留保
30	7. 16	2・3 級 4-7 級 8-14 級	4. 7 8. 9 12. 4	ベース改定勧告留保
31	7. 16		11. 0	俸給表の合理化勧告 32. 4. 1 から一部実施
32	7. 16		3. 0	32. 4. 1 からほぼ完全実施
33	7. 16		4. 0	通勤手当新設 (33. 4. 1) 34. 4. 1 から完全実施
34	7. 16		5. 7	35. 4. 1 から完全実施
35	8. 8		12. 4	35. 10. 1 からほぼ完全実施
36	8. 8		7. 3	36. 10. 1 から完全実施
37	8. 10		9. 3	37. 10. 1 から完全実施
38	8. 10		7. 5	38. 10. 1 から完全実施
39	8. 12		8. 5	39. 9. 1 から完全実施
40	8. 13		7. 2	40. 9. 1 から完全実施
41	8. 12		6. 9	41. 9. 1 から完全実施
42	8. 15		7. 9	42. 8. 1 から完全実施
43	8. 16		8. 0	43. 7. 1 から完全実施
44	8. 15		10. 2	44. 6. 1 から完全実施
45	8. 14		12. 67	45. 5. 1 から完全実施 期末手当 0. 1 増額、勤勉手当 0. 1 増額
46	8. 13		11. 74	46. 5. 1 から完全実施 期末手当 0. 1 増額
47	8. 15		10. 68	47. 4. 1 から完全実施
48	8. 9		15. 39	48. 4. 1 から完全実施
49	7. 26		29. 64	49. 4. 1 から完全実施 期末手当 0. 4 増額
50	8. 13		10. 85	50. 4. 1 から完全実施
51	8. 10		6. 94	51. 4. 1 から完全実施 期末手当 0. 1 減額、勤勉手当 0. 1 減額
52	8. 9		6. 92	52. 4. 1 から完全実施
53	8. 11		3. 84	53. 4. 1 から完全実施 期末手当 0. 1 減額

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施	
54	10. 25	3. 08	全職	3. 45	
			行政	3. 57	
55	10. 20	4. 42	全職	4. 19	
			行政	4. 53	
56	10. 19	5. 23	全職	4. 56	部長級以上は 57. 4. 1 実施
			行政	4. 88	期末・勤勉手当は旧ベース
57	10. 18	4. 41	全職	4. 36	実施見送り
			行政	4. 57	
58	10. 17	6. 17	全職	6. 21	2. 02% 実施
			行政	6. 43	
59	10. 17	6. 16	全職	6. 18	3. 33% 実施
			行政	6. 37	
60	10. 16	5. 55	全職	5. 33	実施内容は勧告どおり
			行政	5. 00	実施時期は 60. 7. 1
61	10. 15	2. 14	全職	2. 24	61. 4. 1 から完全実施
			行政	2. 30	
62	10. 14	1. 42	全職	1. 40	62. 4. 1 から完全実施
			行政	1. 42	
63	10. 13	2. 31	全職	2. 29	63. 4. 1 から完全実施
			行政	2. 35	
H元	10. 12	3. 08	全職	2. 82	元. 4. 1 から完全実施
			行政	2. 90	
2	10. 11	3. 50	全職	3. 54	2. 4. 1 から完全実施
			行政	3. 57	
3	10. 11	3. 58	全職	3. 64	3. 4. 1 から完全実施
			行政	3. 77	
4	10. 9	2. 63	全職	2. 74	4. 4. 1 から完全実施
			行政	2. 70	
5	10. 7	1. 71	全職	2. 03	5. 4. 1 から完全実施
			行政	1. 91	
6	10. 5	1. 02	全職	1. 34	6. 4. 1 から完全実施
			行政	1. 17	
7	10. 4	0. 78	全職	1. 00	7. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 83	
8	10. 4	0. 88	全職	1. 00	8. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 88	
9	10. 3	0. 85	全職	1. 00	9. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 96	(指定職相当職は、10. 4. 1 から実施)
10	10. 5	0. 69	全職	0. 71	10. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 68	
11	10. 5	0. 27	全職	0. 28	11. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 23	※行政職 10、11 級等については給料表改定の勧告見送り
12	10. 3	0. 05	全職	0. 13	12. 4. 1 から完全実施
			行政	0. 15	※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	10. 2	0. 07		—	13. 4. 1 から完全実施 ※特例一時金（3,396 円）支給
14	10. 7	△2. 05	全職	△1. 94	15. 1. 1 から完全実施
			行政	△2. 05	※年間給与で民間との均衡を図るため、3 月期の期末手当で調整

年度	国 人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
54	8. 10	3. 70	54. 4. 1 から完全実施 (指定職は 54. 10. 1)
55	8. 8	4. 61	55. 4. 1 から完全実施 (指定職は 55. 10. 1)
56	8. 7	5. 23	56. 4. 1 実施 (指定職、本省の課長等は 57. 4. 1 実施。 期末・勤勉手当は旧ベースに凍結)
57	8. 6	4. 58	実施見送り
58	8. 5	6. 47	58. 4. 1 から 2. 03% 実施
59	8. 10	6. 44	59. 4. 1 から 3. 37% 実施
60	8. 7	5. 7	実施内容は勧告どおり 実施時期は 60. 7. 1
61	8. 12	2. 31	61. 4. 1 から完全実施
62	8. 6	1. 47	62. 4. 1 から完全実施
63	8. 4	2. 35	63. 4. 1 から完全実施
H元	8. 4	3. 11	元. 4. 1 から完全実施
2	8. 7	3. 67	2. 4. 1 から完全実施
3	8. 7	3. 71	3. 4. 1 から完全実施
4	8. 7	2. 87	4. 4. 1 から完全実施
5	8. 3	1. 92	5. 4. 1 から完全実施
6	8. 2	1. 18	6. 4. 1 から完全実施
7	8. 1	0. 90	7. 4. 1 から完全実施
8	8. 1	0. 95	8. 4. 1 から完全実施
9	8. 4	1. 02	9. 4. 1 から完全実施 (指定職は、10. 4. 1 から実施)
10	8. 12	0. 76	10. 4. 1 から完全実施
11	8. 11	0. 28	11. 4. 1 から完全実施 ※行政職 10、11 級等については、給料表改定の勧告見 送り
12	8. 15	0. 12	12. 4. 1 から完全実施 ※給料表改定の勧告見送り、扶養手当改定
13	8. 8	0. 08	13. 4. 1 から完全実施 ※特例一時金 (3,756 円) 支給
14	8. 8	△2. 03	14. 12. 1 から完全実施 ※年間給与で民間との均衡を図るため、12 月期の期末 手当で調整

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施	
15	10. 1	△1.18	全職 行政	△1.09 △1.17	15. 12. 1 から完全実施 ※改定実施までの公民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整
16	10. 4	△0.05	—		改定見送り
17	10. 5	△0.40	全職 行政	△0.35 △0.36	1 公民較差に基づく給与改定 17. 12. 1 から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500 円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05 月引き上げ) 2 紙与制度の見直し 18. 4. 1 から実施 ・給与カーブのフラット化 ・級構成の再編 (行政職 11 級→9 級) ・号棒構成の見直し (号給の4 分割) ・昇給制度 (普通昇給と特別昇給の統合、年1回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧給料月額の差額の支給
18	10. 6	0.05			1 公民較差に基づく給与改定 ・公民給与の比較方法の見直し 企業規模 100 人以上→50 人以上 ・給与改定 月例給は改定見送り 特別給は H18. 12 月期を 0.025 月引き下げ 2 紙与制度の見直し 19. 4. 1 実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・管理職手当の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 1,000 円引き上げ)
19	10. 5	0.26	行政	0.20	1 公民較差に基づく給与改定 19. 4. 1 から完全実施 ※初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 500 円引き上げ) ・東京都特別区の地域手当の支給割合を改定 (0.5%引き上げ)

年度	国(人事院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実施
15	8. 8	△1.07	15. 11. 1 から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12 月期の期末手当で調整
16	8. 6	0.01	改定見送り
17	8. 15	△0.36	1 官民較差に基づく給与改定 17. 12. 1 から完全実施 ※改定実施までの官民較差相当分を解消するため、 12 月期の期末手当で調整 ・扶養手当の減額 (△ 500 円) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05 月引き上げ) 2 給与構造改革 18. 4. 1 から実施 ・給与カーブのフラット化 (平均改定率△ 4.8%) ・級構成の再編 (行政職(一)11 級→10 級) ・号棒構成の見直し (号棒の 4 分割) ・昇給制度 (査定昇給、年 1 回、枠外昇給制度の廃止) ・調整手当に替えて地域手当を新設 ・新旧俸給月額の差額の支給
18	8. 8	0.00	1 官民較差に基づく給与改定 ・官民給与の比較方法の見直し 企業規模 100 人以上→50 人以上 ・給与改定 月例給、特別給とも改定見送り 2 給与構造改革 19. 4. 1 実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・広域異動手当の新設 ・俸給の特別調整額の定額化 ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 1,000 円引き上げ)
19	8. 8	0.35	1 官民較差に基づく給与改定 19. 4. 1 実施 ※初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げ ・扶養手当の改定 (子等の支給額を 500 円引き上げ) ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05 月引き上げ) ・地域手当の支給割合の改定 (0.5%引き上げ) 2 給与構造改革 20. 4. 1 実施 ・専門スタッフ職俸給表の新設

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施	
20	10. 6	0.05			<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 <p>2 紙与制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与条例教育職給料表(二)及び市町村給与条例教育職給料表の改定
21	10. 6	△0.26	行政	△0.25	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 21.12.1 から完全実施</p> <p>※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に係る住居手当の減額 (△ 500円) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.3月引き下げ)
22	10. 8		行政	△0.17	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 22.12.1 から完全実施</p> <p>※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員の給料、管理職手当を一定率で減額 (△ 1.0%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.2月引き下げ)
23	11. 2	△0.29	行政	△0.29	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 23.12.1 から完全実施</p> <p>※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別給は改定見送り
24	10. 5	△0.11			<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り</p> <p>2 紙与制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給制度 (55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給停止 (26.4.1 から実施)) ・自宅住居手当の廃止 (25.4.1 から実施)
25	10. 10	0.05			<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 月例給、特別給とも改定見送り</p> <p>2 紙与制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過措置額の廃止 (26.4.1 から実施) ・昇給抑制の回復 (26.4.1 から実施)

年度	国 (人 事 院)			
	勧告日	官民較差 (%)	実	施
20	8.11	0.04	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り ・初任給調整手当の改定 2 紙与構造改革 ・本府省業務調整手当の新設 ・地域手当の支給割合の改定	
21	8.11	△0.22	1 官民較差に基づく給与改定 21.12.1 から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・自宅に係る住居手当の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.35 月引下げ)	
22	8.10	△0.19	1 官民較差に基づく給与改定 22.12.1 から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で調整 ・55 歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額を一定率で減額 (△1.5%) ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.2 月引下げ)	
23	9.30	△0.23	1 官民較差に基づく給与改定 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の成立 (24.2.29) により、24.3.1 から完全実施 ※改定実施までの較差相当分を解消するため、24年6月期の期末手当で調整 ・経過措置額を平成 26 年 4 月に全額廃止	
24	8. 8	△0.07	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り 2 昇給制度の見直し ・55 歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止 (26.1.1 から実施)	
25	8. 8	0.02	1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り	

年度	宮 崎 県				
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施	
26	10. 9	0.23	0.24	1	民間給与との較差に基づく給与改定 26. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 紙与制度の総合的見直し 27. 4. 1 から実施 ・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カープの見直し（平均改定率△2%、50歳台後半層が多く在職する高位号給は最大△4%程度、初任給に係る号給は据置き） ・号給の増設 ・諸手当（単身赴任手当、地域手当、管理職員特別勤務手当）の見直し ・新旧給料月額の差額の支給（当分の間）
27	10. 7	1.10	1.02	1	民間給与との較差に基づく給与改定 27. 4. 1 から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.43%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28年4月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部（0.5～1%）前倒しして実施 ・給与制度の総合的見直しに伴う経過措置の取扱いの見直し ・高齢層職員に対する給料等の1%減額措置の廃止 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) 2 紙与制度の総合的見直し (28年度において実施する事項) 28. 4. 1 から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定
28	10. 6	0.16	0.12	1	民間給与との較差に基づく給与改定 28. 4. 1 から完全実施 ・給料表の引上げ（平均改定率0.2%） ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1月引上げ) 2 紙与制度の改正 29. 4. 1 から実施 ・配偶者に係る扶養手当の見直し（段階実施）

年度	国 (人 事 院)			
	勧告日	官民較差 (%)	実	施
26	8. 7	0.27	1 官民較差に基づく給与改定 26.4.1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.15月引上げ) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・通勤手当の引上げ 2 給与制度の総合的見直し 27.4.1 から実施 ・地域間・世代間の給与配分の見直しの観点から給与カーブの見直し (平均改定率△ 2 %、50 歳台後半層が多く在職する高位号俸は最大△ 4 %、初任給に係る号俸は据置き) ・号俸の増設 ・諸手当 (広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当、管理職員特別勤務手当) の見直し ・新旧給料月額の差額の支給 (3 年間)	
27	8. 6	0.36	1 官民較差に基づく給与改定 27.4.1 から完全実施 ・俸給表の引上げ (平均改定率 0.4%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・28 年 4 月以降に引上げ予定としていた地域手当の引上げを一部 (0.5~ 2 %) 前倒しして実施 ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1 月引上げ) 2 給与制度の総合的見直し (28 年度において実施する事項) 28.4.1 から実施 ・地域手当の支給割合の改定 ・単身赴任手当の支給額の改定	
28	8. 8	0.17	1 官民較差に基づく給与改定 28.4.1 から実施 ・俸給表の引上げ (平均改定率 0.2%) ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.1 月引上げ) 2 給与制度の改正等 29.4.1 から実施 ・給与制度の総合的見直し (29 年度において実施する事項) ・本府省業務調整手当の引上げ ・配偶者に係る扶養手当の見直し (段階実施) ・専門スタッフ職俸給表 4 級の新設	

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
29	10. 12	0.15	0.12	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 29. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)</p>
30	10. 5	0.17	0.15	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 30. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ)</p> <p>2 給与制度の改正 30. 4. 1 から実施 ・宿日直手当の支給額の改定 31. 4. 1 から実施 ・給与制度の総合的見直しに係る経過措置の廃止</p>
R元	10. 9	0.14	0.11	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 31. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・特別給は改定見送り</p> <p>2 給与制度の改正 R2. 4. 1 から実施 (経過措置:3年間) ・住居手当の見直し (支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ) (特別給のみ先行報告)</p>
2	10. 23			<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・特別給は改定見送り</p>
	11. 24	0.02		<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給、特別給とも改定見送り</p>

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
29	8. 8	0.15	<p>1 官民較差に基づく給与改定 29. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・本府省業務調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)</p> <p>2 給与制度の総合的見直し 30. 4. 1 から実施 ・俸給表水準の引下げの際の経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に抑制された昇給を回復 (1号俸) ・本府省業務調整手当の引上げ</p>
30	8. 10	0.16	<p>1 官民較差に基づく給与改定 30. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ)</p> <p>2 給与制度の改正 30. 4. 1 から実施 ・宿日直手当の支給額の改定</p>
R 元	8. 7	0.09	<p>1 官民較差に基づく給与改定 31. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ)</p> <p>2 給与制度の改正 R2. 4. 1 から実施 (経過措置 : 1年間) ・住居手当の見直し (支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げ)</p> <p>(特別給のみ先行報告)</p>
2	10. 7		<p>1 官民較差に基づく給与改定 R2. 12. 1 から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定 (0.05月引下げ)</p>
	10. 28	△0.04	<p>1 官民較差に基づく給与改定 ・月例給の改定見送り</p>

年度	宮 崎 県			
	勧告日	公民較差 (%)	改善(改定)率(%)	実 施
3	10. 8	0.07		<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 ・月例給は改定見送り</p> <p>R3. 12. 1 から完全実施 ・期末手当の支給割合の改定 (0.10月引下げ)</p>
4	10. 7	0.26	0.24	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 R4. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.05月引上げ)</p>
5	10. 10	1.01	0.97	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 R5. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)</p>
6	10. 8	2.81	2.81	<p>1 民間給与との較差に基づく給与改定 R6. 4. 1 から完全実施 ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)</p> <p>2 給与制度のアップデート R7. 4. 1 から実施 (初任給・若年層の水準引上げは、R6. 4. 1 に先行実施) ・給料表の見直し ・扶養手当の段階的見直し (配偶者に係る手当の廃止、子の支給額を13,000円に引上げ) ・地域手当の大くり化等の段階的実施 ・通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ ・通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大 ・管理職員特別勤務手当の支給対象拡大 ・特別給の見直し (勤勉手当の成績率の上限引上げ等、特定任期付職員のボーナス拡充) ・定年前再任用短時間勤務職員等への手当支給の拡大</p>

年度	国 (人 事 院)		
	勧告日	官民較差 (%)	実 施
3	8. 10	0.00	<p>1 官民較差に基づく給与改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給は改定見送り ・期末手当の支給割合の改定 (0.15月引下げ) <p>※勧告後の閣議決定により、R3年度の引下げ相当額は、R4.6月期末手当で調整</p>
4	8. 8	0.23	<p>1 官民較差に基づく給与改定</p> <p>R4.4.1 から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)
5	8. 7	0.96	<p>1 官民較差に基づく給与改定</p> <p>R5.4.1 から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ)
6	8. 8	2.76	<p>1 官民較差に基づく給与改定</p> <p>R6.4.1 から完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月例給の引上げ ・医師等に係る初任給調整手当の引上げ ・期末・勤勉手当の支給割合の改定 (0.10月引上げ) ・寒冷地手当の引上げ <p>2 給与制度のアップデート</p> <p>R7.4.1 から実施 (初任給・若年層の水準引上げは、R6.4.1に先行実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料表の見直し ・扶養手当の段階的見直し (配偶者に係る手当の廃止、子の支給額を13,000円に引上げ) ・地域手当の大きくり化等の段階的実施 ・通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引上げ ・通勤手当・単身赴任手当の支給要件拡大 ・管理職員特別勤務手当の支給対象拡大 ・特別給の見直し (勤勉手当の成績率の上限引上げ等、特定任期付職員のボーナス拡充) ・定年前再任用短時間勤務職員等への手当支給の拡大

3 措置要求及び審査請求一覧表

(1) 措置要求一覧表

令和7年3月31日現在

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
1	1	(受付) S26.10.2	教職員の定員増の措置	交渉勧奨 (S26.10.5)
2	2	(〃) S26.12.4	教職員の定期昇給の措置	取下げ (S26.12.19)
3	1	(〃) S29.7.7 (〃) S29.4.16	臨職からの任用替えの措置	審査打切り(退職) (S29.12.31)
4	2	S29.7.1	〃	判定、勧告(一部認容) (S30.6.2)
5	173	S29.7.2	特殊勤務手当増額の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
6	3	S29.7.2	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
7	16	S29.7.3	〃	判定(棄却) (S30.12.27)
8	1	(受付) S29.7.7	三級吏員試験合格者の昇任の措置	取下げ (S29.9.1)
9	12	S29.7.7	雇から三級吏員への選考昇任の措置	判定(棄却) (S29.9.15)
10	24	(受付) S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	取下げ (S29.12.28)
11	43	(〃) S29.7.7	特殊勤務手当増額の措置	取下げ (S29.12.28)
12	38	S29.7.7	〃	判定(棄却) (S30.12.27)
13	60	S29.7.7	特殊勤務手当支給の措置	判定(棄却) (S30.12.27)
14	25	S29.7.7	〃	判定、勧告(認容) (S30.12.27)
15	12	S29.8.24	恩給退職年金に関する措置	判定(棄却) (S31.6.28)
16	1	(受付) S29.11.8	給料是正の措置	取下げ (S29.11.24)
17	1	(〃) S29.12.6	〃	取下げ (S30.12.7)
18	412	(〃) S31.12.14	給与の一率引上げの措置	取下げ (S31.12.27)
19	412	(〃) S31.12.14	期末勤勉手当増額の措置	取下げ (S31.12.27)
20	412	(〃) S31.12.14	定期昇給完全実施の措置	取下げ (S31.12.27)
21	412	(〃) S31.12.14	勤務地手当、へき地手当改善の措置	取下げ (S31.12.27)
22	51	S33.6.3	給与是正の措置	交渉勧奨 (S34.5.19)
23	6,644	S33.7.15	勤務評定に関する措置	判定(棄却) (S33.9.1)
24	6,644	S33.7.15	定期昇給実施の措置	判定、勧告(認容) (S33.9.1)
25	1,655	S33.9.25	宿日直手当に関する措置	判定、勧告(一部認容) (S33.11.28)
26	1,655	S33.9.25	日額旅費引上げの措置	判定(棄却) (S33.11.28)
27	1,655	S33.9.25	通勤手当制度改善の措置	判定(棄却) (S33.11.28)
28	8	S33.9.25	給与昇給は正の措置	審査打切り(基準設定) (S34.5.19)
29	8	(受付) S34.2.10	舍監業務従事者に対する時間外手当支給の措置	取下げ (S34.9.18)
30	3,654	S34.2.10	〃	審査打切り(条例制定) (S35.5.30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
31	1,062	S34. 2. 10	宿日直手当引上げの措置	判定、勧告(一部認容) (S34. 6. 13)
32	1,062	S35. 2. 26	期末手当引上げの措置	判定(棄却) (S35. 7. 4)
33	1,062	S35. 2. 26	宿日直手当引上げの措置	判定(棄却) (S35. 7. 4)
34	1,062	(受付) S35. 2. 26	給与の一率引上げの措置	取下げ (S35. 12. 8)
35	1,062	(〃) S35. 2. 26	給与の昇給昇格の措置	取下げ (S35. 12. 8)
36	1,062	(〃) S35. 2. 26	定数外17条臨職の定数化の措置	取下げ (S36. 3. 10)
37	3	(〃) S35. 12. 3	勤務時間割り振り(三交替勤務)の措置	交渉勧奨 (S36. 2. 27)
38	3	(〃) S35. 12. 3	休日に関する措置	交渉勧奨 (S36. 2. 27)
39	3	(〃) S35. 12. 3	時間外勤務協定に関する措置	取下げ (S38. 2. 1)
40	3	(〃) S35. 12. 3	時間外勤務手当に関する措置	取下げ (S38. 2. 1)
41	1	(〃) S35. 12. 12	給与是正の措置	取下げ (S36. 7. 18)
42	5,258	S40. 12. 13	人事委員会給与勧告値切分補償の措置	判定(棄却) (S42. 5. 4)
43	5,258	S40. 12. 13	時間外勤務手当支給の措置	判定、勧告(認容) (S42. 5. 4)
44	1	S40. 12. 13	〃	判定、勧告(認容) (S42. 5. 4)
45	5,258	S40. 12. 13	宿日直勤務廃止の措置	判定、勧告(一部認容) (S42. 5. 1)
46	71	併合 S41. 12. 21 S42. 1. 6 S42. 1. 12	賃金カット、勤勉手当の勤務期間除算に関する措置	取下げ (S49. 6. 28)
47	1	(受付) S42. 7. 29	給与昇給の措置	取下げ (S43. 2. 13)
48	11	S44. 4. 28	高齢者給与の昇格、昇給の措置	取下げ (S55. 12. 25)
49	1	S49. 11. 27	研修参加の出張承認及び旅費支給の措置	取下げ (S59. 5. 10)
50	2	S50. 2. 10	学校事務職員の勤務時間の改正措置	取下げ (S53. 5. 8)
51	1	S62. 12. 11	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給の措置	取下げ (S63. 3. 23)
52	1	S63. 6. 24	健康上の理由による配置換えの措置	判定(棄却) (H元. 1. 23)
53	1	(受付) S63. 7. 7	給料号給の見直しとそれに伴う給与差額の支給及び時間外勤務手当の支給並びに法令遵守の徹底等の措置	取下げ (S63. 7. 21)
54	1	(〃) S63. 10. 15	〃	取下げ (S63. 11. 9)
55	1	H元. 2. 28	〃	判定(棄却) (H元. 12. 22)
56	1	(受付) H元. 10. 23	学会出合の出張承認の措置	取下げ (H元. 11. 6)
57	1	(〃) H11. 12. 28	上司等に分限・懲戒処分を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12. 1. 25)
58	3	併合 H11. 12. 14 H11. 12. 20 H11. 12. 24	強制的な年休の変更及び上司の諸言動の中止を要求するもの	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 4. 24)
59	1	(受付) H12. 4. 10	上司に対する処分等を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H12. 6. 8)
60	3	併合 H12. 4. 24 H12. 5. 10	5 8の事案と同様の要求事項ほか	審査打切り (H12. 9. 11)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
61	19	H12. 6. 26 (19事案を併合)	5 8の事案と同様の要求事項	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 7. 10)
62	2	H12. 7. 10 (2事案を併合)	上司の諸言動の中止を要求するもの	判定(一部却下、一部棄却) (H12. 7. 24)
63	1	(受付) H13. 1. 28	人事委員会自身の審議を要求するもの	却下(受理要件非該当) (H13. 2. 23)
64	1	(〃) H13. 3. 7	市教育委員会で行われた尋問の是非	〃 (H13. 3. 27)
65	1	(〃) H13. 3. 19	市教育委員会で行われた尋問における教育長の発言についての是非	〃 (H13. 4. 10)
66	1	(〃) H13. 3. 22	上司による年休時季変更についての是非	〃 (H13. 4. 10)
67	1	(〃) H13. 3. 23	同僚の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13. 4. 10)
68	1	(〃) H13. 3. 27	上司による忌引休暇から年次有給休暇への変更についての是非	判定(却下) (H13. 6. 26)
69	1	(〃) H13. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについての是非	却下(受理要件非該当) (H13. 4. 24)
70	1	(〃) H13. 3. 30	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行くことができるについての是非	〃 (H13. 4. 24)
71	1	(〃) H13. 3. 30	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	〃 (H13. 4. 24)
72	1	(〃) H13. 4. 2	上司による休憩時間の呼出しについての是非	〃 (H13. 4. 24)
73	1	(〃) H13. 4. 4	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13. 4. 24)
74	1	(〃) H13. 4. 5	上司の個人情報漏洩の是非	〃 (H13. 4. 24)
75	1	(〃) H13. 4. 6	市教委で尋問を受けることは要求者自身の職務になるかについての是非	〃 (H13. 4. 24)
76	1	(〃) H13. 4. 9	上司による休憩時間の呼出しについての是非	〃 (H13. 5. 8)
77	1	(〃) H13. 4. 10	休憩時間の呼出しにおける上司の発言についての是非	〃 (H13. 5. 8)
78	1	(〃) H13. 4. 11	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	〃 (H13. 5. 8)
79	1	(〃) H13. 4. 12	同僚の発言の法的根拠の明確化	〃 (H13. 5. 8)
80	1	(〃) H13. 4. 13	市教育委員会への申入書の提出の有無	〃 (H13. 5. 8)
81	1	(〃) H13. 4. 16	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 5. 8)
82	1	(〃) H13. 4. 17	人事委員会の情報漏洩の有無	〃 (H13. 5. 8)
83	1	(〃) H13. 4. 18	上司の情報漏洩の是非	〃 (H13. 5. 8)
84	1	(〃) H13. 4. 19	上司が勤務時間内にメール差止めの話をすることが可能であることは是非	〃 (H13. 5. 8)
85	1	(〃) H13. 4. 20	上司の発言の意図の明確化	〃 (H13. 5. 8)
86	1	(〃) H13. 4. 23	上司に抗議メール差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13. 5. 23)
87	1	(〃) H13. 4. 24	抗議メール差止めを目的とした上司の発言の是非	〃 (H13. 5. 23)
88	1	(〃) H13. 4. 25	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非等	〃 (H13. 5. 23)
89	1	(〃) H13. 4. 26	抗議メールの情報入手先の確認	〃 (H13. 5. 23)
90	1	(〃) H13. 4. 27	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	〃 (H13. 5. 23)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
91	1	(受付) H13.5.1	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	却下(受理要件非該当) (H13.5.23)
92	1	(〃) H13.5.2	人事委員会の情報漏洩について説明を求めるもの	〃 (H13.5.23)
93	1	(〃) H13.5.7	市教育委員会での尋問がセクシャルハラスメントであることは非	〃 (H13.5.23)
94	1	(〃) H13.5.9	市教育委員会での尋問が教育長等の職務になることの是非	〃 (H13.6.8)
95	1	(〃) H13.5.10	人事委員会の情報漏洩の有無	〃 (H13.6.8)
96	1	(〃) H13.5.11	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	〃 (H13.6.8)
97	1	(〃) H13.5.14	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	〃 (H13.6.8)
98	1	(〃) H13.5.15	市教育相談員の発言が職務に該当するかについての是非	〃 (H13.6.8)
99	1	(〃) H13.5.16	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13.6.8)
100	1	(〃) H13.5.17	人事委員会の個人情報漏洩の目的等について説明を求めるもの	〃 (H13.6.8)
101	1	(〃) H13.5.18	上司による休憩時間の呼出しについての是非等	〃 (H13.6.8)
102	1	(〃) H13.5.21	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非	〃 (H13.6.8)
103	1	(〃) H13.5.22	抗議メールの差止めを目的とした上司の発言の是非	〃 (H13.6.8)
104	1	(〃) H13.5.25	抗議メール差止めの話を聞かされることが要求者の職務になることについての是非	〃 (H13.6.26)
105	1	(〃) H13.6.1	上司に抗議メール差止めの連絡をしてきた行政機関の明確化等	〃 (H13.6.26)
106	1	(〃) H13.6.8	市教育委員会で行われた尋問が人権侵害とセクシャルハラスメントであることの明確化等	〃 (H13.7.10)
107	1	(〃) H13.6.15	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13.7.10)
108	1	(〃) H13.6.20	上司の発言の意図の明確化	〃 (H13.7.10)
109	1	(〃) H13.6.20	同僚の発言についての法的根拠の明確化	〃 (H13.7.10)
110	1	(〃) H13.6.21	上司に抗議メールの差止めを連絡してきた行政機関の明確化等	〃 (H13.7.10)
111	1	(〃) H13.6.22	市教育委員会での教育長の尋問が職務になることの是非	〃 (H13.7.10)
112	1	(〃) H13.6.25	上司による休憩時間の呼出しについての違法性の是非	〃 (H13.7.30)
113	1	(〃) H13.6.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問が職務になることについての是非	〃 (H13.7.30)
114	1	(〃) H13.6.27	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	〃 (H13.7.30)
115	1	(〃) H13.6.29	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13.7.30)
116	1	(〃) H13.7.2	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13.7.30)
117	1	(〃) H13.7.3	上司が要求者を市教育委員会へ連れて行った目的の明確化	〃 (H13.7.30)
118	1	(〃) H13.7.4	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化	〃 (H13.7.30)
119	1	(〃) H13.7.5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言の是非	〃 (H13.7.30)
120	1	(〃) H13.7.6	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13.7.30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
121	1	(受付) H13. 7. 9	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	却下(受理要件非該当) (H13. 7. 30)
122	1	(〃) H13. 7. 9	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13. 8. 10)
123	1	(〃) H13. 7. 11	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
124	1	(〃) H13. 7. 12	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
125	1	(〃) H13. 7. 13	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
126	1	(〃) H13. 7. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
127	1	(〃) H13. 7. 18	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
128	1	(〃) H13. 7. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
129	1	(〃) H13. 7. 23	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
130	1	(〃) H13. 7. 25	市教育委員会での教育長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
131	1	(〃) H13. 7. 26	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 10)
132	1	(〃) H13. 7. 30	市教育委員会での教育長等の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 21)
133	1	(〃) H13. 7. 30	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
134	1	(〃) H13. 8. 2	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 8. 21)
135	1	(〃) H13. 8. 6	上司による退庁時刻後の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
136	1	(〃) H13. 8. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
137	1	(〃) H13. 8. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
138	1	(〃) H13. 8. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
139	1	(〃) H13. 8. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
140	1	(〃) H13. 8. 16	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
141	1	(〃) H13. 8. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 10)
142	1	(〃) H13. 8. 21	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
143	1	(〃) H13. 8. 22	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
144	1	(〃) H13. 8. 23	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
145	1	(〃) H13. 8. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
146	1	(〃) H13. 8. 29	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
147	1	(〃) H13. 8. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
148	1	(〃) H13. 9. 3	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
149	1	(〃) H13. 9. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
150	1	(〃) H13. 9. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
151	1	(受付) H13. 9. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H13. 9. 20)
152	1	(〃) H13. 9. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 9. 20)
153	1	(〃) H13. 9. 10	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
154	1	(〃) H13. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
155	1	(〃) H13. 9. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
156	1	(〃) H13. 9. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
157	1	(〃) H13. 9. 14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
158	1	(〃) H13. 9. 17	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
159	1	(〃) H13. 9. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 9)
160	1	(〃) H13. 9. 19	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
161	1	(〃) H13. 9. 20	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
162	1	(〃) H13. 9. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
163	1	(〃) H13. 9. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
164	1	(〃) H13. 9. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
165	1	(〃) H13. 9. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
166	1	(〃) H13. 9. 28	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
167	1	(〃) H13. 10. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
168	1	(〃) H13. 10. 3	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
169	1	(〃) H13. 10. 3	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
170	1	(〃) H13. 10. 4	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13. 10. 22)
171	1	(〃) H13. 10. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
172	1	(〃) H13. 10. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
173	1	(〃) H13. 10. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
174	1	(〃) H13. 10. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
175	1	(〃) H13. 10. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
176	1	(〃) H13. 10. 16	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
177	1	(〃) H13. 10. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
178	1	(〃) H13. 10. 18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 12)
179	1	(〃) H13. 10. 22	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)
180	1	(〃) H13. 10. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13. 11. 20)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
181	1	(受付) H13.10.23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H13.11.20)
182	1	(〃) H13.10.24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
183	1	(〃) H13.10.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
184	1	(〃) H13.10.26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
185	1	(〃) H13.10.29	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
186	1	(〃) H13.10.30	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
187	1	(〃) H13.10.31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
188	1	(〃) H13.11.1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
189	1	(〃) H13.11.2	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
190	1	(〃) H13.11.5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
191	1	(〃) H13.11.8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H13.11.20)
192	1	(〃) H13.11.12	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
193	1	(〃) H13.11.12	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
194	1	(〃) H13.11.14	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
195	1	(〃) H13.11.15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
196	1	(〃) H13.11.16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
197	1	(〃) H13.11.19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.11)
198	1	(〃) H13.11.20	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H13.12.18)
199	1	(〃) H13.11.22	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的の明確化	〃 (H13.12.18)
200	1	(〃) H13.11.26	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13.12.18)
201	1	(〃) H13.11.28	上司による退庁時刻後の呼出しについての是非	〃 (H13.12.18)
202	1	(〃) H13.11.30	市教育委員会で行われた尋問はセクシャルハラスメントであるとして、その対応と処理を求めるもの	〃 (H13.12.18)
203	1	(〃) H13.12.3	電話連絡による市教育委員会への呼出しについての是非等	〃 (H13.12.18)
204	1	(〃) H13.12.5	市教育委員会での尋問における学校教育課長の発言についての是非	〃 (H13.12.18)
205	1	(〃) H13.12.7	人事委員会が情報漏洩した行政機関の明確化等	〃 (H13.12.18)
206	1	(〃) H13.12.10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.10)
207	1	(〃) H13.12.12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.10)
208	1	(〃) H13.12.13	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.10)
209	1	(〃) H13.12.17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)
210	1	(〃) H13.12.18	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
211	1	(受付) H13.12.19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14.1.25)
212	1	(〃) H13.12.20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)
213	1	(〃) H13.12.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)
214	1	(〃) H13.12.25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)
215	1	(〃) H13.12.27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.1.25)
216	1	(〃) H14.1.9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.8)
217	1	(〃) H14.1.10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.8)
218	1	(〃) H14.1.18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.8)
219	1	(〃) H14.1.21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.8)
220	1	(〃) H14.1.23	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.8)
221	1	(〃) H14.1.24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
222	1	(〃) H14.1.30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
223	1	(〃) H14.1.31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
224	1	(〃) H14.2.1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
225	1	(〃) H14.2.4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
226	1	(〃) H14.2.5	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
227	1	(〃) H14.2.6	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14.2.26)
228	1	(〃) H14.2.7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
229	1	(〃) H14.2.8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
230	1	(〃) H14.2.12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
231	1	(〃) H14.2.13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
232	1	(〃) H14.2.14	上司が要求者を市教育委員会へ命令的に連れて行った目的的明確化	〃 (H14.3.7)
233	1	(〃) H14.2.15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
234	1	(〃) H14.2.18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
235	1	(〃) H14.2.20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
236	1	(〃) H14.2.21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
237	1	(〃) H14.2.22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.7)
238	1	(〃) H14.2.25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.27)
239	1	(〃) H14.2.26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.27)
240	1	(〃) H14.2.27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14.3.27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
241	1	(受付) H14. 2. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 3. 27)
242	1	(〃) H14. 3. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
243	1	(〃) H14. 3. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 3. 27)
244	1	(〃) H14. 3. 6	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
245	1	(〃) H14. 3. 7	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
246	1	(〃) H14. 3. 8	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
247	1	(〃) H14. 3. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
248	1	(〃) H14. 3. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
249	1	(〃) H14. 3. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
250	1	(〃) H14. 3. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
251	1	(〃) H14. 3. 18	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
252	1	(〃) H14. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
253	1	(〃) H14. 3. 22	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
254	1	(〃) H14. 3. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 10)
255	1	(〃) H14. 3. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
256	1	(〃) H14. 3. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
257	1	(〃) H14. 3. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
258	1	(〃) H14. 3. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
259	1	(〃) H14. 4. 1	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 4. 30)
260	1	(〃) H14. 4. 2	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
261	1	(〃) H14. 4. 3	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
262	1	(〃) H14. 4. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
263	1	(〃) H14. 4. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
264	1	(〃) H14. 4. 9	長期研修で研修目的外の作文を書かされることについて理由の説明等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
265	1	(〃) H14. 4. 10	市教育長が長期研修を執行した根拠の明示等を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
266	1	(〃) H14. 4. 11	県教育長に対し長期研修の運営全般等について説明を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
267	1	(〃) H14. 4. 12	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
268	1	(〃) H14. 4. 15	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
269	1	(〃) H14. 4. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)
270	1	(〃) H14. 4. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 14)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
271	1	(受付) H14. 4. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 5. 14)
272	1	(〃) H14. 4. 26	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
273	1	(〃) H14. 4. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
274	1	(〃) H14. 5. 2	長期研修で研究授業が課せられていることについて法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
275	1	(〃) H14. 5. 8	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
276	1	(〃) H14. 5. 9	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
277	1	(〃) H14. 5. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 5. 28)
278	1	(〃) H14. 5. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
279	1	(〃) H14. 5. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
280	1	(〃) H14. 5. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
281	1	(〃) H14. 5. 16	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
282	1	(〃) H14. 5. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
283	1	(〃) H14. 5. 21	上司が校長会に提出した要求者に関する資料等の送付を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
284	1	(〃) H14. 5. 21	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
285	1	(〃) H14. 5. 22	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
286	1	(〃) H14. 5. 23	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 11)
287	1	(〃) H14. 5. 27	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
288	1	(〃) H14. 5. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
289	1	(〃) H14. 5. 30	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
290	1	(〃) H14. 5. 31	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
291	1	(〃) H14. 6. 3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
292	1	(〃) H14. 6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
293	1	(〃) H14. 6. 4	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
294	1	(〃) H14. 6. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
295	1	(〃) H14. 6. 6	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
296	1	(〃) H14. 6. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 6. 25)
297	1	(〃) H14. 6. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
298	1	(〃) H14. 6. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
299	1	(〃) H14. 6. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
300	1	(〃) H14. 6. 12	定期異動時に主幹兼係長の職である7級の職に昇格させることを求めるもの	〃 (H14. 7. 30)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
301	1	(受付) H14. 6. 13	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 7. 10)
302	1	(〃) H14. 6. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
303	1	(〃) H14. 6. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
304	1	(〃) H14. 6. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
305	1	(〃) H14. 6. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 10)
306	1	(〃) H14. 6. 21	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
307	1	(〃) H14. 6. 24	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
308	1	(〃) H14. 6. 25	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
309	1	(〃) H14. 6. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
310	1	(〃) H14. 6. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
311	1	(〃) H14. 6. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
312	1	(〃) H14. 7. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
313	1	(〃) H14. 7. 3	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
314	1	(〃) H14. 7. 4	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 7. 30)
315	1	(〃) H14. 7. 8	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
316	1	(〃) H14. 7. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
317	1	(〃) H14. 7. 11	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
318	1	(〃) H14. 7. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
319	1	(〃) H14. 7. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
320	1	(〃) H14. 7. 17	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
321	1	(〃) H14. 7. 18	長期研修のカリキュラムに研究授業を取り入れた法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
322	1	(〃) H14. 7. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
323	1	(〃) H14. 7. 22	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
324	1	(〃) H14. 7. 24	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
325	1	(〃) H14. 7. 25	長期研修で職務として研究授業をしなければならないとする法的根拠の説明等を求めるもの	〃 (H14. 8. 13)
326	1	(〃) H14. 7. 29	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
327	1	(〃) H14. 7. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
328	1	(〃) H14. 7. 31	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
329	1	(〃) H14. 8. 1	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
330	1	(〃) H14. 8. 2	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
331	1	(受付) H14. 8. 5	上司による長期研修の職務命令について根拠の明示等を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 8. 27)
332	1	(〃) H14. 8. 7	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
333	1	(〃) H14. 8. 8	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
334	1	(〃) H14. 8. 9	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 8. 27)
335	1	(〃) H14. 8. 14	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
336	1	(〃) H14. 8. 21	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
337	1	(〃) H14. 8. 22	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
338	1	(〃) H14. 8. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
339	1	(〃) H14. 8. 26	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 10)
340	1	(〃) H14. 8. 27	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
341	1	(〃) H14. 8. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
342	1	(〃) H14. 8. 29	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
343	1	(〃) H14. 9. 2	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
344	1	(〃) H14. 9. 3	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
345	1	(〃) H14. 9. 4	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
346	1	(〃) H14. 9. 5	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
347	1	(〃) H14. 9. 9	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 9. 19)
348	1	(〃) H14. 9. 11	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
349	1	(〃) H14. 9. 13	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
350	1	(〃) H14. 9. 19	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
351	1	(〃) H14. 9. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
352	1	(〃) H14. 9. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
353	1	(〃) H14. 9. 30	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
354	1	(〃) H14. 10. 1	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 11)
355	1	(〃) H14. 10. 3	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
356	1	(〃) H14. 10. 4	昇任・昇格が遅れている理由についての調査及び必要な改善を要求するもの	〃 (H14. 11. 12)
357	1	(〃) H14. 10. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
358	1	(〃) H14. 10. 8	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
359	1	(〃) H14. 10. 9	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 10. 23)
360	1	(〃) H14. 10. 11	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 12)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
361	1	(受付) H14. 10. 16	上司の言動(脅し)について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H14. 11. 28)
362	1	(〃) H14. 10. 17	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 12)
363	1	(〃) H14. 10. 30	教育機関における職務上の秘密の漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
364	1	(〃) H14. 10. 31	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
365	1	(〃) H14. 11. 1	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
366	1	(〃) H14. 11. 5	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
367	1	(〃) H14. 11. 6	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 11. 28)
368	1	(〃) H14. 11. 14	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
369	1	(〃) H14. 11. 15	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
370	1	(〃) H14. 11. 18	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
371	1	(〃) H14. 11. 20	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 10)
372	1	(〃) H14. 12. 4	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H14. 12. 25)
373	1	(〃) H14. 12. 17	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
374	1	(〃) H14. 12. 18	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
375	1	(〃) H14. 12. 19	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
376	1	(〃) H14. 12. 20	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 10)
377	1	(〃) H14. 12. 25	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
378	1	(〃) H15. 1. 8	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
379	1	(〃) H15. 1. 10	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 1. 24)
380	1	(〃) H15. 1. 15	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
381	1	(〃) H15. 1. 17	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
382	1	(〃) H15. 1. 23	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
383	1	(〃) H15. 1. 27	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
384	1	(〃) H15. 1. 28	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
385	1	(〃) H15. 1. 29	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
386	1	(〃) H15. 1. 30	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
387	1	(〃) H15. 1. 31	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
388	1	(〃) H15. 2. 5	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
389	1	(〃) H15. 2. 6	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
390	1	(〃) H15. 2. 7	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)

番号	措置要求者数(人)	受理年月日	要求事項	処理概要(処理年月日)
391	1	(受付) H15. 2. 10	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	却下(受理要件非該当) (H15. 2. 25)
392	1	(〃) H15. 2. 12	上司による抗議メールの妨害について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
393	1	(〃) H15. 2. 17	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 2. 25)
394	1	(〃) H15. 2. 19	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
395	1	(〃) H15. 2. 20	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
396	1	(〃) H15. 2. 24	市教育委員会での学校教育課長の尋問について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
397	1	(〃) H15. 2. 25	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
398	1	(〃) H15. 2. 27	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
399	1	(〃) H15. 2. 28	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
400	1	(〃) H15. 3. 4	人事委員会の情報漏洩について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
401	1	(〃) H15. 3. 5	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
402	1	(〃) H15. 3. 6	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
403	1	(〃) H15. 3. 7	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
404	1	(〃) H15. 3. 10	上司によるTT担当への変更命令について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
405	1	(〃) H15. 3. 12	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
406	1	(〃) H15. 3. 20	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 3. 27)
407	1	(〃) H15. 3. 24	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
408	1	(〃) H15. 3. 25	上司による年次休暇の時季変更命令等について法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
409	1	(〃) H15. 3. 28	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
410	1	(〃) H15. 4. 7	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
411	1	(〃) H15. 4. 10	上司による休憩時間の呼出しについて法的対処を求めるもの	〃 (H15. 4. 25)
412	1	(〃) H15. 12. 9	行政職給料表8級以上に相当する職への昇任及び昇格の措置を求めるもの	〃 (H16. 1. 23)
413	1	(〃) H16. 6. 24	行政職7級への昇格を求めるもの	〃 (H16. 8. 12)
414	1	R元. 11. 29	複数課程を有する学校事務長の職務の級の見直し等を求めるもの	判定(一部却下、一部棄却) (R2. 3. 6)
415	1	R3. 4. 9	給与の再計算及び支払い等を求めるもの	判定、勧告(一部却下、一部認容、一部棄却) (R4. 5. 10)
416	1	R7. 1. 10	学校行事における休憩時間の設定を求めるもの	係属中 -
417	1	R7. 3. 25	予算の上限を理由に支給されなかった時間外勤務手当全額支給の措置を求めるもの	係属中 -

(2) 審査請求一覧表

令和7年3月31日現在

番号	審査請求件数	受理年月日	請求事項	処理概要(処理年月日)
1	3	S29.2.17	懲戒処分取消し	取下げ (S29.3.18) (S29.4.13)
2	7	S32.6.4	分限処分取消し	取下げ (S33.3.28)
3	164	S37.3.9	懲戒処分取消し	取下げ (S40.6.15)
4	1	S38.12.17	懲戒処分取消し	取下げ (S42.6.8)
5	1,236	S42.3.20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
6	1,410	S42.3.20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
7	1,423	S42.3.20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
8	1,345	S42.3.20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
9	891	S42.3.20	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
10	526	S43.5.10	懲戒処分取消し	取下げ (S44.3.31)
11	33	S44.4.11	年次有給休暇の取消し及び不承認の取消し	取下げ (S55.9.9)
12	75	S44.4.11	懲戒処分取消し	取下げ (S55.9.9)
13	3,542	併合 S44.6.27 S44.8.12	懲戒処分取消し	取下げ (S55.3.26)
14	1	S44.11.15	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S46.3.31)
15	78	S45.3.17	懲戒処分取消し	取下げ (S55.9.9)
16	18	S45.5.8	懲戒処分取消し	取下げ (H12.1.26)
17	6	S45.6.8	転任処分取消し	取下げ (S59.3.13)
18	3,951	S45.6.19	懲戒処分取消し	取下げ (S55.3.26)
19	1	S45.6.29	懲戒処分取消し	取下げ (S56.9.18)
20	1	S47.1.31	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S48.2.20)
21	2	S47.5.26	転任処分取消し	取下げ (S59.3.13)
22	2,241	S47.6.27	懲戒処分取消し	取下げ (H20.12.8)
23	1,233	S48.6.12	懲戒処分取消し	取下げ、一部却下 (H21.11.26)
24	10	S49.4.25	懲戒処分取消し	取下げ (S55.9.9)
25	3,378	S50.3.28	懲戒処分取消し	取下げ (H24.7.17)
26	3,480	S50.3.28	懲戒処分取消し	取下げ (H24.7.17)
27	16	S50.6.25	懲戒処分取消し	取下げ (S55.9.9)
28	3,340	S51.7.10	懲戒処分取消し	取下げ (H26.7.1)
29	1	S51.7.10	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S53.2.10) 再審請求却下 (S53.7.12)
30	1	S51.8.17	懲戒処分取消し	裁決(処分承認) (S53.10.6)
31	16	S51.11.8	懲戒処分取消し	取下げ (S55.9.9)
32	2,409	S52.7.7	懲戒処分取消し	取下げ (H26.7.1)

番号	審査請求件数	受理年月日	請求事項	処理概要（処理年月日）
33	1	S53. 3. 10	懲戒処分取消し	裁決（処分承認）（ S54. 1. 25 ） 再審請求却下（ S54. 8. 24 ）
34	2, 449	S53. 8. 25	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ）
35	15	S53. 11. 7	懲戒処分取消し	取下げ（ S55. 9. 9 ）
36	1	S54. 6. 11	懲戒処分取消し	取下げ（ S55. 3. 10 ）
37	871	S54. 8. 24	懲戒処分取消し	取下げ（ H27. 6. 18 ）
38	1	S55. 5. 10	懲戒処分取消し	裁決（処分承認）（ S56. 7. 10 ） 再審請求却下（ S56. 9. 25 ）
39	1, 986	S57. 7. 9	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
40	2, 328	S58. 7. 11	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
41	2, 037	S59. 7. 13	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
42	3	S60. 2. 12	懲戒処分取消し	取下げ（ H12. 6. 19 ） 取下げ（ H13. 1. 31 ）
43	1	S60. 3. 25	分限処分取消し	裁決（棄却）（ H3. 3. 27 ）
44	1, 970	S60. 7. 10	懲戒処分取消し	取下げ（ H28. 7. 28 ） 取下げ（ H28. 10. 13 ）
45	1		復職否の決定取消し	決定（却下：受理要件非該当）（ H8. 5. 10 ） 再審請求却下（ H8. 6. 25 ）
46	1		文書訓告取消し	決定（却下：受理要件非該当）（ H9. 8. 26 ）
47	1	H14. 2. 8	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H15. 8. 29 ） 再審請求棄却（ H16. 2. 25 ）
48	1	H16. 8. 12	転任処分取消し	裁決（却下）（ H17. 3. 10 ） 再審請求却下（ H17. 8. 30 ）
49	1	H17. 6. 27	転任処分取消し	裁決（却下）（ H18. 3. 27 ）
50	1	H19. 5. 25	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H19. 11. 26 ）
51	1	H19. 12. 21	懲戒処分取消し	裁決（処分修正）（ H21. 1. 8 ）
52	1	H20. 7. 9	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H21. 3. 27 ）
53	1		退職手当の裁定通知の交付	決定（却下：受理要件非該当）（ H21. 2. 10 ）
54	1	H21. 6. 10	懲戒処分取消し又は修正	裁決（棄却）（ H22. 3. 26 ）
55	1	H21. 9. 18	分限処分取消し	取下げ（ H21. 12. 7 ）
56	1	H22. 6. 9	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H23. 4. 8 ）
57	1	H25. 5. 23	懲戒処分取消し	裁決（棄却）（ H26. 3. 19 ）
58	1	H26. 12. 22	分限処分修正	取下げ（ H27. 2. 18 ）
59	1	H27. 6. 9	転任処分取消し	裁決（棄却）（ H28. 3. 25 ）
60	1	R5. 5. 29	転任処分取消し	取下げ（ R5. 9. 25 ）

令和 6 年度

宮崎県人事委員会年報

令和 7 年 1 月発行

宮崎県人事委員会事務局

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 1 の 9 の 1 0

T E L 0985-26-7259
